

山口県危機管理マニュアル

令和4年4月1日現在

山口県

目 次

第1編 総 則

1. 目 的	1
2. 対象とする危機の範囲	1
3. 基本方針	4

第2編 事前対策

1. 事前対策の基本的視点	5
2. 情報連絡網の整備	5
3. 情報連絡における基本的視点の共有化	5
4. 各担当部局内における危機管理体制の整備	5
5. 非常参集要員の指定、非常参集のための 緊急連絡網の整備	5
6. 市町及び関係機関との連携確保	6
7. 医療機関の確保	6
8. 医薬品、ワクチン等の確保	6
9. 訓練の実施	6
10. 本マニュアルの定期的な見直し	6

第3編 応急対策

第1章 応急対策の基本的視点	7
第2章 各危機類型に共通する応急対策	8
1. 初動時における情報連絡	8
2. 山口県危機管理対策本部の設置（初動体制の確立）	10
3. 職員の非常参集	20
4. 情報の収集・伝達	20
5. 広報・広聴活動	22
6. 救助・救急、医療等活動	23
7. 避難	24
8. 応援要請	24
9. 緊急輸送	25
10. 要配慮者支援	25
11. ボランティア活動支援	25
第3章 各危機類型の個別の応急対策	26
1. 重大な事件及び事故の発生	27～46
2. 健康への被害の発生	47～51
3. 県民生活を不安定にさせる事態	52～65

第4編 資料編

第1編 総 則

1. 目 的

県民生活の安定、県民の生命、身体、財産等に重大な被害を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある緊急事態が発生した場合、県として速やかに初動体制を確立するとともに、部局横断的な各種対策を迅速に実施することにより、県民の生活安定、生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

2. 対象とする危機の範囲

- 所管が不明確な緊急事態あるいは所管が明確であっても部局横断的かつ迅速な対応が必要と判断される事態を対象とする。
- 地域防災計画に基づく災害対応については、当該計画に基づき防災危機管理課が対応するものとする。
- 所管が明確かつ各部局における個別対応が可能な事態については、一義的には各部局が対応するものとする。

(想定される主な危機の類型)

危機の様相	危機の類型	担当部局
重大な事件及び事故の発生 <事件関係>	ハイジャック 山口宇部空港を離発着する航空機において発生した場合 岩国錦帯橋空港を離発着する航空機において発生した場合 国内（上記の場合を除く）で多数の県民が巻き込まれた場合 海外で多数の県民が巻き込まれた場合	土木建築部 観光スポーツ文化部 観光スポーツ文化部 観光スポーツ文化部
	シージャック 港湾において発生した場合 漁港において発生した場合 上記以外の県沿岸域で発生した場合	土木建築部 農林水産部 観光スポーツ文化部
	バスジャック	観光スポーツ文化部
	列車強奪占拠	観光スポーツ文化部

危機の様子	危機の類型	担当部局
重大な事件及び事故の発生		
<事件関係>	学校等県関連施設へ不審者が侵入・占拠、生徒等に危害が発生 公立学校、公立幼稚園（生徒、園児） 私立学校、私立幼稚園（生徒、園児） 幼保連携型認定こども園、保育所等（園児） 博物館、図書館等（見学者等） 美術館、文化ホール（見学者等） 山口宇部空港ターミナル（旅客） 岩国錦帯橋空港ターミナル（旅客） 県庁舎（職員、来庁者等） その他県関連施設（職員、来庁者等）	教育庁 総務部 健康福祉部 教育庁 観光スポーツ文化部 観光スポーツ文化部 観光スポーツ文化部 総務部 所管部局
	県庁舎の爆破等（爆破予告を含む） 県庁舎 その他県関連施設	総務部 所管部局
	県要人（知事・副知事）への誘拐・テロ 多数の県職員が巻き込まれた事件事故の発生 大量の避難民の漂着 危険動物の出現、猛毒昆虫等の大量発生 県庁電子情報への不正アクセス	総務部 総務部 総務部※ 環境生活部 総合企画部
<事故関連> (地域防災計画が未対応のもの)	極端な雑踏による被害の発生 県管理イベントの場合 県管理イベント以外の場合 多数の県民が被災した海外における事件事故の発生 ダム・堰等の決壊又は決壊のおそれ 企業局所管ダム及び農業ダム等を除く 企業局所管ダムに限る 農業ダム等（ため池を含む）に限る 県内観光施設における大規模事件事故の発生	イベント主催部局 総務部※ 観光スポーツ文化部 土木建築部 企業局 農林水産部 観光スポーツ文化部

危機の様子	危機の類型	担当部局
健康への被害の発生	感染症の蔓延	健康福祉部
	毒劇物等化学物質の混入による大規模な中毒事件の発生	健康福祉部
	毒劇物等化学物質の大規模な飛散・流出事件の発生	健康福祉部
	重大な食中毒の発生	環境生活部
	飲料水の深刻な汚染	環境生活部
県民生活を不安定にさせる事態	金融危機の発生（おそれも含む）	
	金融機関の破綻による	
	預金者への不安増大	環境生活部
	中小企業への影響（銀行等の破綻）	商工労働部
	農業者への影響（農協等の破綻）	農林水産部
	漁業者への影響（漁協等の破綻）	農林水産部
	県の公金管理への影響	会計管理局
	金融機関のシステムトラブルによる	
	県民生活への影響	環境生活部
	商工業への影響（銀行等のシステムトラブル）	商工労働部
	農業者への影響（農協等のシステムトラブル）	農林水産部
	漁業者への影響（漁協等のシステムトラブル）	農林水産部
	県の公金管理への影響	会計管理局
	生活関連物資の異常な不足	環境生活部
	大規模な公害被害の発生	環境生活部
	家畜伝染病の蔓延	農林水産部
	魚介類における特定疾病等の蔓延	農林水産部
その他	その他、知事が必要と認める事態	総務部※

※担当部局欄の「総務部※」については、当該危機事象発生時において、一時的な初動対応を防災危機管理課が行い、個々事案の状況に応じ担当部局を決定し対応するもの。

3. 基本方針

(1) 山口県地域防災計画との関係

危機と災害はその発生原因は異なっても、発生した被害への対応面では類似点が極めて多いため、本マニュアルに基づく危機管理体制については、地域防災計画との整合性を確保したものとしている。したがって、本マニュアルを超える危機管理対応が必要となった場合には、基本的には地域防災計画に準拠した対処をとるものとする。

(2) 部局長の責務

- 危機が発生した場合、一義的には、各担当部局長をトップとする各担当部局における個別対応をとることを基本とする。
- 部局内で対応可能なレベルの危機の発生または発生のおそれに対応するため、自らをトップとする危機管理体制を整備すること。
- 危機発生時において、当該危機が、担当部局のみでは対処しきれない事案であると考える場合には、速やかに総務部理事（危機管理担当）への第一報の伝達をはじめとする適切な初動体制をとること。

(3) 総務部理事（危機管理担当）の責務

- 各部局長より、重大な危機の発生等の報告を受けた場合、速やかに知事に報告の上、必要となる初動体制について指示を仰ぐこと。
- 危機発生に際し、所管が不明確である危機について、知事に速やかに協議し担当部局を指定すること。
- 県の講じた対策及び危機に関する収集分析した情報を知事に報告すること。
- 知事の指示に基づき、関係部局が実施する各種対策に関し、各部局に対し、必要な指示等を行うこと。
- 平時における全庁的な危機管理体制のとりまとめを行うこと。

(4) 山口県危機管理対策本部の設置

当該危機に対し、被害拡大の広汎性等（被害拡大のおそれ、社会的影響が大きい、極めて緊急な対応の必要性）に鑑み、部局横断的に的確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは、知事を本部長とする山口県危機管理対策本部を設置するものとする。

資料編67頁……山口県危機管理対策本部設置運営要綱

第2編 事前対策

1. 事前対策の基本的視点

危機が発生した場合に、できる限り速やかに初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確に各種応急対策を実施するために、危機への可能な限りの備えとして、平時ににおいて以下の事前対策を講じておくものとする。

2. 情報連絡網の整備

情報連絡網は、初動時における第一報の伝達、職員の非常参集、市町や関係機関との間の情報収集・伝達に不可欠なものであるため、本マニュアルによる整備後も、人事異動等を踏まえ、適宜時点修正を行うものとする。

3. 情報連絡における基本的視点の共有化

(1) 巧遅より拙速を優先

日頃より、各担当部局内において、報告（特に第一報）は、巧遅より拙速を優先すべきものであることについて認識を共有化しておくものとする。

(2) 緊急報告事項の指定

初動確保に必要な第一報が適切かつ確実になされるよう、各担当部局長は、休日夜間を問わず速報すべき事項を報告者に日頃より明示しておくものとする。

資料編69頁……報告責任者が認識すべき緊急報告事項

4. 各担当部局内における危機管理体制の整備

部局内で対応可能なレベルの危機の発生または発生のおそれに備え、必要に応じ、部局長をトップとする危機管理体制を整備するものとする。

また、危機管理対策本部において応急対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、以下の事項につき事前に対策を講じておくものとする。

- 県民向けに提供すべき安全情報の収集整理
- 各部局間における連携方策等の事前整備
- 各危機類型毎に必要なデータベースの整備

5. 非常参集要員の指定、非常参集のための緊急連絡網の整備

各部局は、自らの部局が所管する危機について、部局内対応レベルから対策本部対応レベルまで各段階に応じて、休日夜間も含めて迅速かつ的確に対応可能となる所要職員数が確保されるよう、部局内職員から非常参集要員を予め指定するとともに、非

常参集のための緊急連絡網を予め定めておくものとする。

また、関係他部局においても、各危機類型毎に、部局内関係課室について、対策本部対応のための非常参集要員を予め指定するとともに、非常参集のための緊急連絡網を予め定めておくものとする。

6. 市町及び関係機関との連携確保

応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市町及び関係機関との連携について、地域防災計画における既存の連携方策等も最大限活用しつつ、連携確保の取組みを進めておくものとする。

7. 医療機関の確保

地域防災計画に基づく医療機関の確保のほか、危機に特有の特殊治療を想定して、県内さらには県外の専門医療機関に関する最新情報の収集に努めるものとする。

8. 医薬品、ワクチン等の確保

医薬品やワクチン等について、県内で不足が生じることが予想される場合、あるいは、特殊な治療が必要な傷病者や感染症に対するものであるため容易に入手することが困難である場合を想定して、予め入手ルートを確立しておくものとする。

9. 訓練の実施

定期的な訓練の実施により、職員の危機管理意識の向上を図りつつ本マニュアルへの習熟度を高めるとともに、訓練を通じて本マニュアルに基づく危機管理体制の実効性を検証し、必要に応じて本マニュアルの見直しを行うものとする。

10. 本マニュアルの定期的な見直し

人事異動あるいは組織改編に伴う情報連絡先の変更、山口県地域防災計画の大幅な修正を踏まえたマニュアル内容の変更、訓練結果のフィードバック等を行うため、本マニュアルについては、地域防災計画の改訂のタイミングにあわせ、少なくとも1年に1回は定期的な見直しを行うものとする。

第3編 応急対策

第1章 応急対策の基本的視点

危機を可能な限り早期に終息させ、県民の生活安定や生命、身体、財産の安全を一刻も早く確保するため、県として危機管理対策本部を設置し、速やかに初動体制を確立するとともに、対策本部活動を通じ、市町や関係機関とも連携しつつ、部局横断的な各種対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

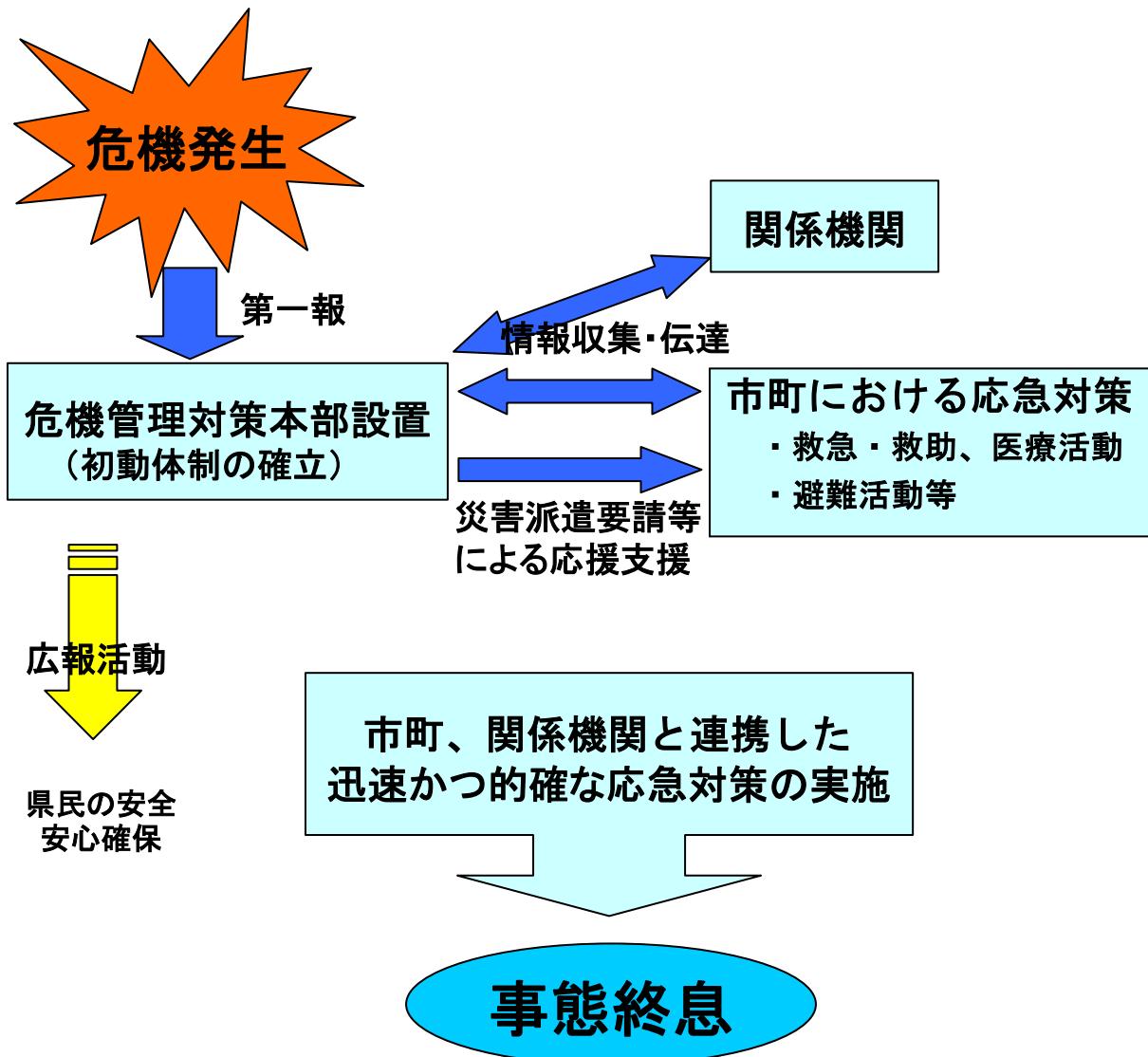
資料編70頁・・・平日勤務時間中に危機が発生した際の情報伝達及び初動体制

71頁 の確立（所管が明確な場合、所管が不明確な場合）

72頁・・・夜間・休日に危機が発生した際の情報伝達及び初動体制の確立

73頁 （所管が明確な場合、所管が不明確な場合）

応急対策の流れ（重大な事件及び事故が発生した場合）



第2章 各危機類型に共通する応急対策

1. 初動時における情報連絡

(1) 情報連絡にあたっての留意点（巧遅より拙速を優先）

危機という非常事態においては、続報を待つて、いわゆる 5W1H を完全に備えた巧遅な報告にこだわると、危機管理対応において肝心な初動対応に重大な遅れを生じるおそれが大きいため、断片情報をそのまま速報し、詳細は追加情報として続報で報告することが重要である。

特に、初動確保に必要な第一報において、連絡者及び報告を受ける幹部は、この点に十分に留意するものとする（完璧な報告を追求しないこと、要求しないこと）。

なお、報告優先順位については、5W1H のうち、「何が WHAT」起こったかを最優先の報告事項とする。以下、優先度は、「誰が WHO」「何時 WHEN」「どこで WHERE」「なぜ WHY」「如何にして HOW」の順とする。

(2) 所管が明確な場合における情報連絡

危機発生の第一報を入手した各部局長は、当該危機につき、被害拡大のおそれがある場合、社会的影響が大きい、あるいは、極めて緊急な対応を要すると判断する場合には、予め定められた緊急連絡網に基づき、速やかに総務部理事（危機管理担当）に情報を伝達するものとする。

当該連絡を受けた総務部理事（危機管理担当）は、知事、副知事に、速やかに情報を伝達し、初動体制に関する指示を仰ぐものとするものとする。

また、当該情報伝達と同時並行して、担当部局各課担当より、他の各部局主管課副課長に第一報を同報するものとする。

(3) 所管が不明確な場合における情報連絡

危機発生の第一報を入手した総務部理事（危機管理担当）は、当該危機につき、被害拡大のおそれがある場合、社会的影響が大きい、あるいは、極めて緊急な対応を要すると判断する場合には、知事、副知事に速やかに情報を伝達し、初動体制に関する指示を仰ぐものとする。

また、総務部理事（危機管理担当）は、第一報の報告受領後速やかに知事に協議し当該危機に対応する担当部局を指定するものとする。

なお、当該情報伝達と同時並行して、防災危機管理課担当より、各部局主管課副課長に第一報を同報するものとする。

(4) 臨機応変な対応の確保

連絡受信者の事故等何らかの理由により、予め定められた連絡系統により難い場合においては、危機発生の第一報が可及的速やかに知事に伝わることが最も重要なことを念頭に置き、当該連絡受信者をスキップする等各連絡者は適宜臨機応変な対応に心がけることとする（なお、スキップした場合には、事後できるだけ早いタイミングで当該連絡受信者に事後報告するものとする）

資料編 70 頁……平日勤務時間中に危機が発生した際の情報伝達及び初動体制

71 頁 制の確立（所管が明確な場合、所管が不明確な場合）

72 頁……夜間・休日に危機が発生した際の情報伝達及び初動体制の

73 頁 確立（所管が明確な場合、所管が不明確な場合）

2. 山口県危機管理対策本部の設置（初動体制の確立）

（1）対策本部の設置

当該危機に対し、被害拡大の広汎性等に鑑み、部局横断的に的確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは、知事を本部長とする山口県危機管理対策本部を設置するものとする。

なお、対策本部を設置した場合には、報道機関への発表等を通じ、速やかに、その旨県民に向けて広報するものとする。

資料編6 7頁……山口県危機管理対策本部設置運営要綱

（2）対策本部の設置場所

災害対策室に設置する（山口県災害対策本部県本部員会議室の機能を活用）。

（3）設置手続き等

- 総務部理事（危機管理担当）は、知事の指示に基づき、対策本部の設置にあたるものとする。
- 対策本部を設置した場合には、本部室入り口に当該危機名を冠した「〇〇山口県危機管理対策本部」の標示板を掲示するものとする。
- 対策本部を設置した場合には、本部長以下対策にあたる本部員は原則として防災服を着用するものとする。

（4）危機管理対策本部の権能について

- ①災害対策本部への準備を念頭に置くが、あくまで、
- ②まずは、各本部員（各部局長等）において、各部局の所掌事務に関する被害情報について必要な分析を行い、講すべき応急対策について必要な検討を加え、とりまとめた上で、
- ③危機管理対策本部に集約し、
- ④同本部の場において、情報の共有化や応急対策に関する全般的なバランス調整といった必要な連絡調整を行い、方針決定を行うこととする。

（5）迅速かつ的確な対策の実施

対策本部は、当該危機に対し以下の対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- 想定される危機に対応し事前に準備しておいた対策の実施（例えば、県民向け安全情報の提供、各部局間あるいは関係機関間における連携方策等）。
- 総括責任者が適切な判断をする上で必要となる、的確かつ速やかで継続的な情報の収集（なお、可能な限り、多様なルートからの情報入手に努力。また、県民局を情報入手ルートの一つとして活用）。
- 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、部局横断的な各種対策を迅速かつ的確に実施。

○対策の実施にあたって、市町や関係機関（県警、国の機関等）との連携により、対策を効果的に実施。

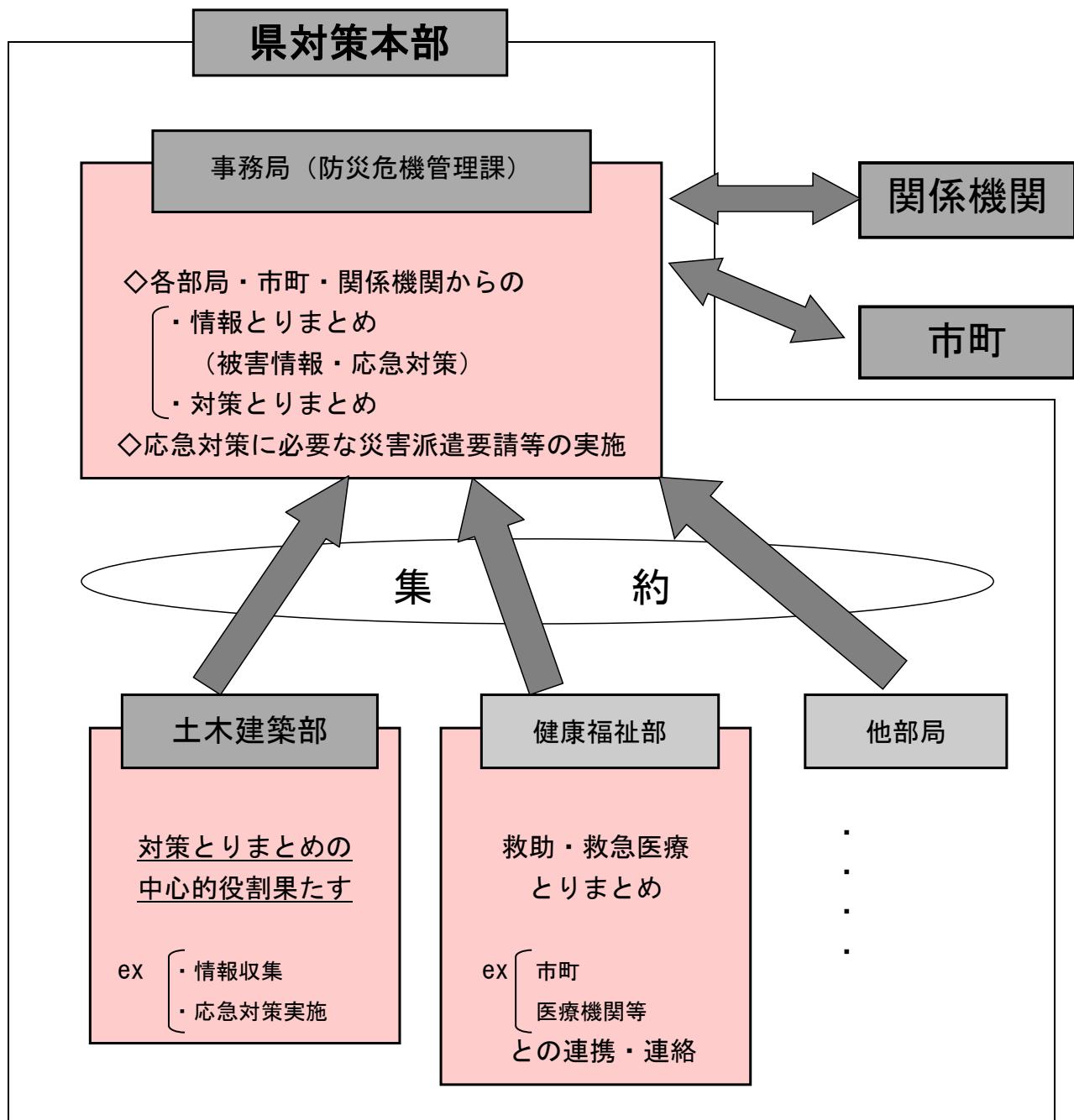
(6) 職務代理

対策本部の指揮命令系統については、知事が不在の場合には、副知事が、知事及び副知事が不在の場合には、総務部長が指揮をとるものとする。

(7) 現地対策本部の設置

当該危機の被害規模その他の状況により、被災現地において、市町と緊密に連携をとりつつ、応急対策を強力に推進する必要があると本部長が判断した場合は、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地危機管理対策本部を設置する。

県対策本部における活動イメージ（例：ハイジャックの場合（山口宇部空港））



<対策本部における各部局の所掌事務>

部 局	担 当 課	部 局 の 所 掌 事 務
総務部	人事課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること 2 職員の非常動員に関すること 3 多数の県職員が巻き込まれた事件事故が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
	給与厚生課	4 職員の食料、仮眠用毛布・ベッド等の確保及び配給に関すること
	管財課	5 県庁来庁者の避難誘導、保護安全対策に関すること 6 県庁舎へ不審者が侵入・占拠、職員及び来庁者等に危害が発生した場合における対策の取りまとめに関すること 7 県庁舎の爆破等が起きた場合における対策のとりまとめに関すること
	学事文書課	8 私立学校、私立幼稚園へ不審者が侵入・占拠、生徒・園児に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
	防災危機管理課 消防保安課	9 所管が不明確な危機事象発生時等の初動対応及び関係部局との連絡調整(大量避難民の漂着の発生や県管理イベント以外での極端な雑踏による被害の発生その他知事が必要と認める事態) 10 対策本部の事務局に関すること 11 各部局の応急対策の連絡調整に関すること 12 市町からの被害情報のとりまとめに関すること 13 各部局からの被害情報のとりまとめに関すること 14 防災行政無線(地上系・衛星系)の確保、管理運営に関すること 15 応援要求の調整に関すること 16 自衛隊の災害派遣要請に関すること 17 消防応援の調整に関すること
	岩国基地対策室	18 米軍岩国基地の情報収集及び支援申出があった場合における連絡調整に関すること
	財政課	19 応急対策に必要な財政措置に関すること
	秘書課	20 本部長及び副本部長の秘書に関すること 21 本部長及び副本部長の行動日程の作成及び関係部局への連絡に関すること 22 県要人の誘拐・テロ(知事・副知事に対するものに限る)が発生した場合における対策のとりまとめに関すること

部局	担当課	部局の所掌事務
総合企画部	政策企画課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること 2 政府、国会等への要望に関すること 3 知事会との連絡に関すること
	広報広聴課	4 危機における広報及び広聴に関すること
	デジタル政策課 デジタル・ガバメント 推進課	5 県庁電子情報への不正アクセスが起きた場合における対策のとりまとめに関すること
	東京事務所	6 国会、中央官庁等の情報収集及び連絡調整に関すること
産業戦略部		1 部内及び本部事務局との連絡調整に関すること
環境生活部	県民生活課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること 2 金融機関の破綻による預金者の不安が増大しあるいは不安増大のおそれがある場合における対策のとりまとめに関すること 3 金融機関のシステムトラブルによる県民生活への影響が生じた場合における対策のとりまとめに関すること 4 生活関連物資の異常な不足が生じた場合における対策のとりまとめに関すること 5 県民活動（ボランティア活動、NPO活動等）全般に関すること
	環境政策課	6 大規模な公害被害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
	生活衛生課	7 被災地における飲料水に関すること 8 重大な食中毒が発生した場合における対策のとりまとめに関すること 9 飲料水の深刻な汚染が生じた場合における対策のとりまとめに関すること
	廃棄物・リサイクル対策課	10 廃棄物の処理及び清掃に関すること
	生活衛生課 自然保護課	11 危険動物の出現、猛毒昆虫等が大量発生した場合における対策のとりまとめに関すること
健康福祉部	厚政課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること

部局	担当課	部局の所掌事務
		2 日赤救護班等、救助に関する防災関係機関との連絡調整にすること 3 市町の救助事務の支援、連絡調整等にすること 4 災害ボランティアの活動支援にすること 5 義援金品の配分にすること
	医療政策課 医務保険課	6 医療機関との連絡等にすること 7 医療救護班の出動要請その他医師会等との連絡にすること 8 医療救護の支援について国等との連絡調整にすること 9 遺体の検案及びこれに必要な措置にすること 10 医療ボランティアにすること
	健康増進課	11 防疫にすること 12 感染症の蔓延が生じた場合における対策の取りまとめにすること 13 精神面でのサポート体制にすること
	薬務課	14 医薬品、医療機器、衛生器材の確保、供給にすること 15 血液の確保にすること 16 毒劇物等化学物質の混入による大規模な中毒事件が発生した場合における対策の取りまとめにすること 17 毒劇物等化学物質の大規模な飛散・流出事件が発生した場合における対策の取りまとめにすること 18 関係団体等との連絡調整にすること
	こども政策課	19 幼保連携型認定こども園、保育所等へ不審者が侵入・占拠、園児に危害が発生した場合における対策のとりまとめにすること
商工労働部	商政課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整にすること 2 生活物資の確保にすること 3 金融機関のシステムトラブルによる県内の商工業への影響が発生あるいは発生するおそれがある場合における対策のとりまとめにすること

部局	担当課	部局の所掌事務
	経営金融課	4 中小企業の金融に関すること 5 金融機関の破綻による中小企業への影響が生じたあるいは生じるおそれがある場合における対策のとりまとめに関すること
観光スポーツ文化部	観光政策課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること 2 観光客に対する安全確保等の情報提供に関すること 3 その他観光スポーツ文化対策に関すること
	交通政策課	4 緊急輸送に必要となる鉄道、バス等による輸送確保等についての要請に関すること 5 ハイジャック、シージャックが発生した場合における情報収集に関すること 6 岩国錦帯橋空港を離発着する航空機においてハイジャックが発生した場合における対策のとりまとめに関すること 7 国内（山口宇部空港を発着する航空機を除く）で多数の県民が巻き込まれたハイジャックが発生した場合における対策のとりまとめに関すること 8 シージャック（港湾及び漁港を除く県沿岸域に限る）が発生した場合における対策のとりまとめに関すること 9 県内においてバスジャック、列車強奪占拠事件が発した場合における対策のとりまとめに関すること 10 山口宇部空港ターミナル及び岩国錦帯橋空港ターミナルへ不審者が侵入・占拠、旅客に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
	国際課	11 海外の危険情報の収集及び提供に関すること 12 海外で多数の県民が巻き込まれたハイジャックが発生した場合における対策のとりまとめに関すること 13 多数の県民が被災した海外における事件事故が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
	文化振興課	14 美術館、文化ホールに不審者が侵入・占拠、見学者に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること

部局	担当課	部局の所掌事務
		すること
農林水産部	農林水産政策課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること 2 農林水産業関係の被害状況のとりまとめに関すること 3 金融機関（農協・漁協等）の破綻により農業・漁業者への影響が発生あるいは発生するおそれがある場合における対策のとりまとめに関すること 4 金融機関（農協・漁協等）のシステムトラブルにより農業・漁業者への影響が発生あるいは発生するおそれがある場合における対策のとりまとめに関すること
		5 農林水産業関係の金融に関すること
		6 農産物に汚染が生じた場合の出荷制限等の措置に関すること 7 防災用主食の調達に関すること
		8 ダム・堰等の決壊又は決壊のおそれがある場合における対策のとりまとめに関すること（農業ダム等（ため池を含む）に限る）
	畜産振興課	9 家畜伝染病の蔓延が生じた場合の対策のとりまとめに関すること
	水産振興課	10 水産物に汚染が生じた場合の出荷制限等の措置に関すること 11 魚介類における特定疾病等の蔓延が生じた場合の対策の取りまとめに関すること
	漁港漁場整備課	12 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あっせんに関すること 13 県内の漁港においてシージャックが発生した場合における対策のとりまとめに関すること
土木建築部	監理課 技術管理課	1 部内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること 2 建設業者等に対する支援要請等に関すること 3 資機材の調達及び確保に関すること

部局	担当課	部局の所掌事務
	河川課 砂防課	4 ダム・堰等の決壊又は決壊のおそれがある場合における対策のとりまとめに關すること(企業局所管ダム及び農業ダム等を除く)
	港湾課	5 救援物資の荷揚げ場所としての港湾及び空港施設の確保あっせんに關すること 6 山口宇部空港を離発着する航空機においてハイジャックが発生した場合、県内の港湾においてシージャックが発生した場合における対策のとりまとめに關すること
	道路整備課	7 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に關すること
	都市計画課	8 市街地内の緊急路の確保に關すること 9 避難地、避難施設となっている都市公園施設の安全対策に關すること
会計管理局	会計課	1 局内各課及び本部事務局との連絡調整に關すること 2 応急救助に要する経費及び義援金の出納に關すること 3 金融機関の破綻による県の公金管理への影響が生じるあるいは生じるおそれがある場合における対策のとりまとめに關すること 4 金融機関のシステムトラブルにより県の公金管理への影響が発生したあるいは発生するおそれがある場合における対策のとりまとめに關すること
	物品管理課	5 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く必要物資の調達に關すること 6 県有車両（集中管理車両）の使用調整に關すること 7 日本通運、その他民間車両の借り上げに關すること
企業局	総務課	1 局内各課及び本部事務局との連絡調整に關すること
	電気工水課	2 ダム等の決壊又は決壊のおそれがある場合における対策のとりまとめに關すること(企業局所管ダムに限る)

部局	担当課	部局の所掌事務
教育庁	教育政策課 学校運営・施設整備室	1 庁内各課及び本部事務局との連絡調整に関すること 2 避難地、避難施設となっている学校施設の安全対策に関すること 3 博物館、図書館等に不審者が侵入・占拠、見学者に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
	学校安全・体育課	4 公立幼稚園・公立小・中学校に不審者が侵入・占拠、園児・児童・生徒に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること 5 県立高校等に不審者が侵入・占拠、生徒に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
警察本部	警備課	1 被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関するこ 2 被災者の救出救助に関するこ 3 避難の指示及び誘導に関するこ 4 緊急交通路の確保に関するこ 5 信号機等交通安全施設に関するこ 6 遺体の検視に関するこ 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他社会秩序の維持に関するこ 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関するこ

3. 職員の非常参集

各部局は、自らの部局が所管する危機について、部局内対応レベルから対策本部対応レベルまで各段階に応じて、迅速かつ的確に対応を確保するため、各部局のマニュアル等で予め指定している非常参集要員を速やかに配備するものとする。

また、対策本部が設置される場合には、対策本部事務局たる総務部防災危機管理課は、各部局主管課副課長を通じて、予め関係他部局において指定している非常参集職員に対して可及的速やかに参集するよう連絡をとるものとする。

4. 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集（被害情報の把握）

以下に掲げる様々なルート及び手法により情報を収集するものとする。なお、情報収集漏れの事項をなくし、情報の輻輳を防止し、より情報の確度を高めるため、可能な限り予め定められた報告フォーマットにより情報収集に努めるものとする（但し、情報収集にあたっては、初動時における情報連絡と同様、「巧遅より拙速を優先する」ことを常に念頭におきながら対応するものとする）。

- ・県民局や土木事務所等出先機関による情報収集
- ・市町からの被害情報連絡
- ・消防本部からの被害情報連絡
- ・警察、海上保安部その他防災関係機関との情報交換、情報提供依頼
- ・政府関係機関からの情報収集（東京事務所と緊密に連携）
- ・対策本部内における情報集約
- ・航空機（消防防災ヘリ、県警ヘリ、自衛隊）による情報収集の依頼
- ・衛星可搬局映像電送による被害状況の把握

資料編 7 4 頁……各市町緊急連絡先一覧

7 5 頁……各消防本部緊急連絡先一覧

7 6 頁……関係機関緊急連絡先一覧

7 9 頁……各都道府県危機管理担当連絡先一覧

8 6 頁……報告フォーマット（危機発生報告書（第〇報））

(2) 情報の伝達

収集した被害情報及び県対策本部の応急対策の実施状況等については、必要に応じ、市町、消防本部、警察、海上保安部その他防災関係機関、県民局や土木事務所等出先機関にフィードバックし、相互連携した応急対策の実施に役立てるとともに、災害派遣要請にも活用するものとする。

(3) 災害対策用既存ハードの活用

上記の被害情報等の収集・伝達にあたっては、防災行政無線や災害時優先電話、

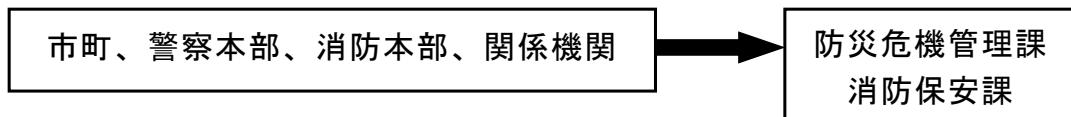
災害対策室における警察ヘリ等からの画像情報提供システムなど、災害対策における既存ハードを最大限活用するものとする。

(4) 情報収集の役割分担

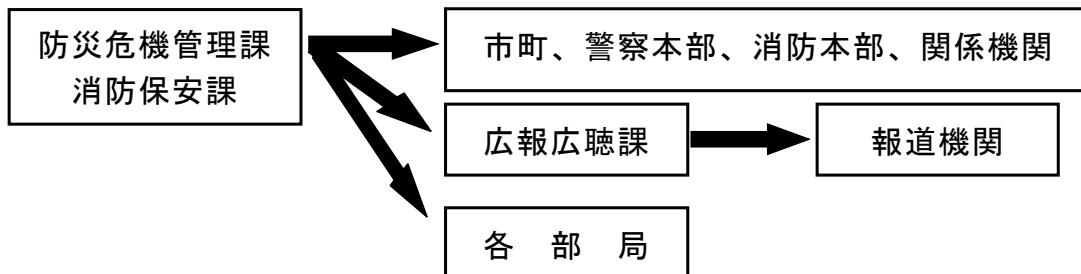
- ① 人的被害、住家被害、既に講じられた応急対策等に関する情報の収集・伝達

i) 収集ルート

自衛隊の災害派遣要請等の判断基準となる情報であり、一刻を争う性質のものであるため、確定数値、通常ルートにはこだわらないものとする。



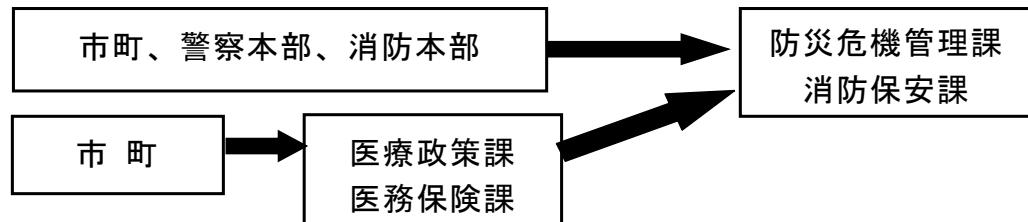
ii) 伝達ルート



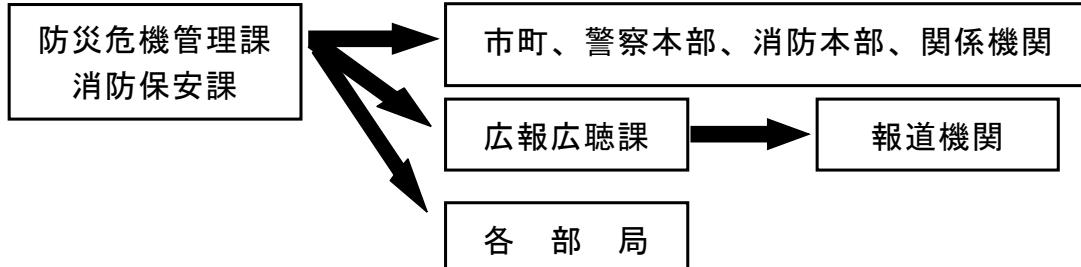
- ② 医療機関の稼働状況に関する情報の収集伝達

i) 収集ルート

医療活動に関わる応援要請の判断基準となる情報であり、一刻を争う性質のものであるため、確定数値、通常ルートにはこだわらないものとする。



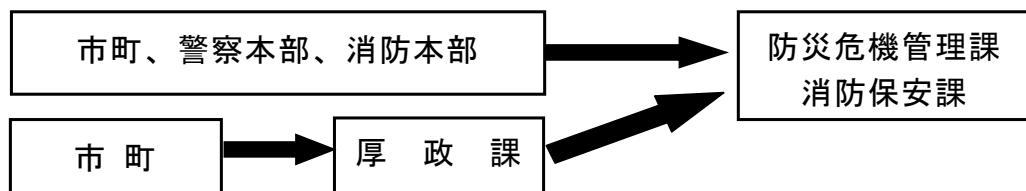
ii) 伝達ルート



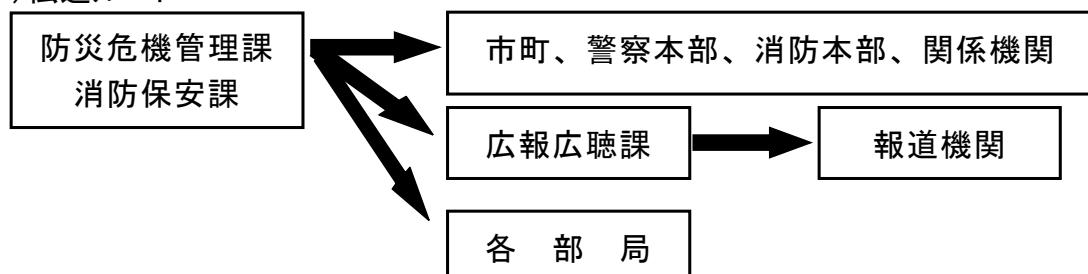
③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達

i) 収集ルート

食料、水、物資の調達に関する応援要請の判断基準となる情報であり、一刻を争う性質のものであるため、確定数値、通常ルートにはこだわらないものとする。



ii) 伝達ルート



④ 政府機関に対する通報

総務部理事（危機管理担当）より、政府機関における災害対応窓口である消防庁に対し、以下の通信手段を使用して、県内の被害状況、応急対策状況等について、随時通報するものとする。

回線別		平日(9:30-18:30) ※応急対策室	夜間・休日 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-27-90-49013	7-27-90-49101
	FAX	7-27-90-49033	7-27-90-49103
地域衛星通信	電話	8-048-500-9043421	8-048-500-9049101
ネットワーク	FAX	8-048-500-9049033	8-048-500-9049036

5. 広報・広聴活動

(1) 広報一般

別に定める広報マニュアルにより、県民の安全や安心を確保する観点から、安全に関する情報や県対策本部の講じた対策等について、県民に対して、迅速、的確かつ適時適切な広報活動を実施するものとする。

資料編87頁……危機発生時における広報マニュアル

88頁……災害時における放送要請に関する協定

91頁……放送要請に係る様式

(2) 県民向け臨時相談窓口の開設

庁舎内に県民向け臨時相談窓口を開設し、電話、電子メールあるいは直接来庁による被災者からの法律や生活に関する相談、要望、苦情等の受理及び早期解決を行うものとする。また、現地対策本部が設置された場合には、被災現地の本部内に必要に応じて、あわせてこの相談窓口を設置するものとする。

(3) 安否情報の問い合わせへの対応

県民からの安否情報の問い合わせについては、上記相談窓口による対応も行うが、NTT西日本による災害用伝言ダイヤルが開設された場合には、まずは同ダイヤルによる確認を推奨するものとする。

資料編92頁……災害用伝言ダイヤルの利用方法

6. 救助・救急、医療等活動

山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急・医療等活動計画に準拠して実施することとする。

(1) 救助・救急活動

被災者の生命の確保に直接関わるものであり、迅速、的確に実施されることが必要である。

救助・救急活動については、一次的には市町の消防が実施するものであるが、県対策本部は、市町における救助・救急活動が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整にあたるとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、警察、海上保安部、近隣県に派遣又は応援要請を行うものとする。

(2) 医療活動

救助・救急活動と同様に、被災者の生命の確保に直接関わるものであり、迅速、的確に実施されることが必要である。県対策本部は、救護班の被災現地への派遣あるいは後方医療機関への傷病者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的确保を要請するものとする。

① 医療救護活動

一次的には市町が実施するものであるが、県対策本部は、市町の活動を応援・補完する立場から、市町からの応援要請を受け、また自ら医療実施関係機関（日赤山口県支部、医師会等）に医療救護班の編成を要請するものとする。

② 後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、以下の後方医療施設において適切な医療救護活動を実施する。

i) 災害拠点病院

現場救護所で救急処置された傷病者のうち入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

ii) 基幹災害拠点病院

現場救護所及び災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な医療処置を必要とする者について医療救護活動を行う。

iii) 山口大学医学部附属病院

基幹災害拠点病院と同様の医療救護活動を行う。

iv) その他専門病院

県外における専門病院についても、特殊治療の必要性に応じ、県対策本部において医療救護を要請するものとする(例:広島大学、放射線医学総合研究所(千葉県))。

資料編9 4 頁……災害拠点病院一覧表

(3) 医薬品、ワクチン等の確保及び供給

県対策本部は、予め準備されている入手ルートから、当該危機に対して必要となる医薬品、ワクチン等を確保し、医療救護活動現場や医薬品等が不足している医療機関へ供給するものとする。

資料編9 5 頁……医薬品等主要調達先

7. 避 難

危機発生のおそれがある場合又は危機が発生した場合に、危機の内容に応じて必要がある場合には、的確な避難誘導を行うことにより、住民の安全を確保するものとする。

県対策本部は、市町の行う避難誘導が円滑に行われるよう、県対策本部において市町の実施する避難措置の状況等を的確に把握するとともに、市町から、避難のために必要な資機材、人員の協力要請があった場合には、県対策本部からの派遣、さらには自衛隊への災害派遣要請等の応援要請を行う等、必要な応援を行うものとする。

また、当該危機の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事は当該市町長に代わって必要な避難活動を実施するものとする。

なお、詳細については、山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画に準拠して実施することとする。

8. 応援要請

被害状況の把握、避難の援助、救急・救助活動、応急医療・救護活動、人員及び物資の緊急輸送、危険物の除去等について、市町からの要請に基づき、県対策本部

は自衛隊に災害派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じ、中国5県の災害時の相互応援協定等予め定められた相互応援協定に基づき、他県に対し応援要請を行うものとする。

詳細については、山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第7章 応援要請計画に準拠して実施することとする。

- 資料編 97頁…自衛隊への災害派遣要請系統図
- 98頁…各県との災害時の応急対策協力関係図
- 99頁…県内市町の相互応援協定
- 101頁…中国5県の災害時の相互応援協定
- 103頁…関西広域連合と中国地方知事会との相互応援協定
- 105頁…九州・山口9県災害時相互応援協定
- 107頁…関西広域連合と九州地方知事会との相互応援協定
- 109頁…中国・四国9県の相互応援協定
- 111頁…全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

9. 緊急輸送

危機発生時において、救急・救助活動、応急医療・救護活動、人員及び物資の緊急輸送等の応急対策活動を実施する上で、これらの活動をサポートする緊急輸送は極めて重要な役割を担っている。

緊急輸送の確保は、情報収集・伝達と並んであらゆる応急対策活動の基盤であり、県対策本部として、関係機関あるいは関係事業者等と連携して、緊急輸送ネットワークの整備、緊急道路啓開、輸送車両等の確保等の応急対策を実施するものとする。

詳細については、山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第8章 緊急輸送計画に準拠して実施することとする。

10. 要配慮者支援

危機発生時において、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の安全の確保等については、各種応急対策の実施あるいは広報活動等の面で特段の配慮を行いながら実施するものとする。

詳細については、山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第15章 要配慮者支援計画に準拠して実施することとする。

11. ボランティア活動支援

危機が発生した場合、被災地における救援活動に参加するボランティアの活動を支援し、こうしたボランティア活動を救助活動等に効果的に活かすため、県対策本部において、救助実施機関との連携や受入れ体制の整備等について連絡調整を行うものとする。

詳細については、山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第16章 ボランティア活動支援計画に準拠して実施することとする。

第3章 各危機類型の個別の応急対策

1. 重大な事件及び事故の発生

(1) 事件関連

○ハイジャック	27
○シージャック	31
○バスジャック	34
○列車強奪	35
○学校等関連施設へ不審者が侵入・占拠、生徒等に危害が発生	36
○県庁舎の爆破等（爆破予告を含む）	37
○多数の県職員が巻き込まれた事件事故の発生	38
○大量の避難民の漂着	39
○危険動物の出現、猛毒昆虫等の大量発生	40
○県庁電子情報への不正アクセス	41

(2) 事故関連（地域防災計画が未対応のもの）

- 極端な雑踏による被害の発生 ······ 4 2
- 多数の県民が被災した海外における事件事故の発生 ······ 4 4
- ダム・堰等の決壊又は決壊のおそれ ······ 4 5
- 県内観光施設における大規模事件事故の発生 ······ 4 6

2. 健康への被害の発生

3. 畏民生活を不安定にさせる事態

○金融危機の発生（おそれを含む）

・金融機関の破綻によるもの	52
・金融機関のシステムトラブルによるもの	57
○生活関連物資の異常な不足	62
○大規模な公害被害の発生	63
○家畜伝染病の蔓延	64
○魚介類における特定疾病等の蔓延	65

ハイジャック

1. 山口宇部空港又は岩国錦帯橋空港を離発着する航空機において発生した場合

(1) ハイジャック発生のおそれがある場合（ハイジャック予告等）

①警戒体制強化

②防災関係機関への通報連絡

市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、国土交通省、海上保安庁

(2) ハイジャックが発生した場合

ア. 着陸する場合・駐機している場合

①対策本部の設置

②防災関係機関への通報連絡

市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、国土交通省、海上保安庁

③乗客・乗務員の人数、氏名、安否情報等の収集

④空港内的一般客及び従業員等に対する避難指示・誘導

⑤空港施設への立入禁止措置

⑥空港周辺道路の交通規制措置

⑦石油コンビナート等への墜落により、大規模な二次災害を引き起こすおそれのある施設を有する事業者への警報

⑧空港周辺海域航行船舶への注意呼びかけ等

⑨周辺住民への状況説明（市を通じて）

⑩防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等

・自衛隊への災害派遣要請

・救助・救急体制の配備

・消火体制の配備

・救急病院の確保

・漁協への協力要請

⑪安否情報の提供（特に被災者の家族については現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）

⑫事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。）

⑬ ①～⑫の事項について随時広報を実施

イ. 離陸していはずれかの空港に未着陸の場合

上記アの体制を継続する。

ウ. 離陸後、山口宇部空港又は岩国錦帯橋空港以外の空港に着陸した場合

①安否情報の収集を継続

②随時広報を実施

エ. ハイジャックされた航空機が行方不明、墜落、爆発、炎上した場合
地域防災計画に準拠した対応をとる。

ハイジャック

2. 国内で多数の県民が巻き込まれた場合

- ①対策本部の設置
- ②国等関係機関及び航空事業者からの情報収集（安否情報を中心として）
- ③上記事項について隨時広報を実施

ハイジャック

3. 海外で多数の県民が巻き込まれた場合

- ①対策本部の設置
- ②安否情報の収集
 - ・外務省
 - ・航空事業者(外国の航空事業者を含む)
 - ・旅行業者
- ③被災者の家族の渡航支援及び外務省との連絡調整
 - ・旅券の迅速な発給及びそのための助言・指導
 - ・査証取得のための助言・指導
 - ・その他海外渡航(航空券、宿泊等)に関する助言・指導
- ④安否情報の提供
- ⑤ ①～④の事項について隨時広報を実施

シージャック

1. 山口県内の港湾を発着する船舶において発生した場合

(1) シージャック発生のおそれがある場合

①警戒体制強化

②防災関係機関への通報連絡

市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、海上保安庁

(2) シージャックが発生した場合

ア. 入港する場合・停泊している場合

①対策本部の設置

②防災関係機関への通報連絡

市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、海上保安庁

③乗客・乗務員の人数、氏名、安否情報等の収集

④港湾施設内的一般客及び従業員等に対する避難指示・誘導

⑤港湾施設への立入禁止措置

⑥港湾周辺道路の交通規制措置

⑦港湾内及び周辺海域航行船舶への注意呼びかけ等

⑧周辺住民への状況説明

⑨防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等

・自衛隊への災害派遣要請

・救助・救急体制の配備

・消火体制の配備

・救急病院の確保

⑩安否情報の提供（特に被災者の家族に対しては現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）

⑪事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。）

⑫ ①～⑪の事項について隨時広報を実施

イ. 出航後、いずれかの港湾（漁港、沿岸海域を含む）に未入港の場合

上記アの体制を基本的に継続（併せて、移動が見込まれる地域との連絡強化）

ウ. 出航後、県外の港湾（漁港、沿岸海域を含む）に入港した場合

①安否情報の収集を継続

②隨時広報を実施

シージャック

2. 山口県内の漁港に入出港する船舶において発生した場合

(1) シージャック発生の恐れがある場合

①警戒体制強化

②防災関係機関への通報連絡

市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、海上保安庁

(2) シージャックが発生した場合

ア. 入港する場合・停泊している場合

①対策本部の設置

②防災関係機関への通報連絡

市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、海上保安庁

③乗客・乗務員の人数、氏名、安否情報等の収集

④漁港施設内の従業員等に対する避難指示・誘導

⑤漁港施設への立入禁止措置

⑥漁港周辺道路の交通規制措置

⑦漁港内及び周辺海域航行船舶への注意呼びかけ等

⑧周辺住民への状況説明

⑨防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等

・自衛隊への災害派遣要請

・救助・救急体制の配備

・消火体制の配備

・救急病院の確保

⑩安否情報の提供（特に被災者の家族に対しては現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）

⑪事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。）

⑫ ①～⑪の事項について隨時広報を実施

イ. 出航していざれかの漁港（港湾、沿岸海域を含む）に未入港の場合

上記アの体制を基本的に継続（併せて、移動が見込まれる地域との連絡強化）

ウ. 出航後、県外の漁港（港湾、沿岸海域を含む）に入港した場合

①安否情報の収集を継続

②隨時広報を実施

シージャック

3. 港湾又は漁港以外の県沿岸海域を航行する船舶において発生した場合

ア. 停泊している場合

①対策本部の設置

②防災関係機関への通報連絡

市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、海上保安庁

③乗客・乗務員の人数、氏名、安否情報等の収集

④周辺海域航行船舶への注意呼びかけ等

⑤周辺住民への状況説明

⑥防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等

・自衛隊への災害派遣要請

・救助・救急体制の配備

・消火体制の配備

・救急病院の確保

⑦安否情報の提供（特に被災者の家族に対しては現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）

⑧事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。）

⑨ ①～⑧の事項について隨時広報を実施

イ. 航行を開始していざれかの港湾（漁港、沿岸海域を含む）に未入港の場合

上記アの体制を継続（併せて、移動が見込まれる地域との連絡強化）

ウ. 航行を開始して県外の港湾（漁港、沿岸海域を含む）に入港した場合

①安否情報の収集を継続

②隨時広報を実施

バスジャック

ア. 停車中の場合

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
 - ③乗客・乗務員の人数、氏名、安否情報等の収集
 - ④周辺道路の通行規制
 - ⑤周辺住民への状況説明
 - ⑥防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・消火体制の配備
 - ・救急病院の確保
 - ⑦安否情報の提供（特に被災者の家族に対しては現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）
 - ⑧事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。）
 - ⑨ ①～⑧の事項について隨時広報を実施

イ. 走行を開始した場合

上記の体制を継続（併せて、移動が見込まれる地域との連絡強化）

ウ. 走行を開始して県外で停車した場合

- ①安否情報の収集を継続
- ②隨時広報を実施

列車強奪

ア. 停車中の場合

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、国土交通省
 - ③乗客・乗務員の人数、氏名、安否情報等の収集
 - ④駅構内の一般客及び従業員等に対する避難指示・誘導
 - ⑤駅構内への立入禁止措置
 - ⑥周辺道路の交通規制措置
 - ⑦周辺住民への状況説明
 - ⑧防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・消火体制の配備
 - ・救急病院の確保
 - ⑨安否情報の提供（特に被災者の家族に対しては現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）
 - ⑩事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。）
 - ⑪ ①～⑩の事項について隨時広報を実施

イ. 発車して走行中の場合

上記アの体制を継続する。（併せて、移動が見込まれる地域との連絡強化）

ウ. 発車後、県外へ移動した場合

- ①安否情報の収集を継続
- ②隨時広報を実施

学校等関連施設へ不審者が進入・占拠、生徒等に危害が発生

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 県警、消防、市町、医療機関、自衛隊
- ③監禁された人数、氏名、安否情報等の収集
- ④施設内への立ち入り禁止措置
- ⑤周辺道路の通行規制
- ⑥周辺住民への状況説明
- ⑦防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・消火体制の配備
 - ・救急病院の確保
- ⑧安否情報の提供（特に被災者の家族については現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）
- ⑨事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。）
- ⑩メンタルサポートの実施
- ⑪ ①～⑩の事項について隨時広報を実施

県庁舎の爆破等(爆破予告を含む)

(1) 爆破予告があった場合

- ①警戒体制強化
- ②防災関係機関への通報連絡
　消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③庁舎内の来庁者、職員の避難・誘導
- ④庁舎内への立ち入り禁止措置
- ⑤庁舎周辺への立ち入り規制
- ⑥不審物の搜索
- ⑦周辺住民への状況説明
- ⑧周辺住民の避難・誘導、避難場所の確保

(2) 爆破等があった場合

- ①対策本部の設置(災害対策室での設置が困難な場合に、代替場所の早急な選定)
- ②防災関係機関への通報連絡
　消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・消火体制の配備
 - ・救急病院の確保
- ④緊急避難の指示・誘導
- ⑤消火・救助活動、負傷者の搬送、行方不明者の捜索、遺体の安置・身元確認等
- ⑥安全対策(二次災害防止)
- ⑦被災状況のとりまとめ、来庁者・職員人数、氏名、安否情報等の収集(周辺住民も含む)
- ⑧庁舎内及び周辺地域への立入制限措置
- ⑨周辺道路の交通規制措置
- ⑩応急復旧対策
- ⑪周辺住民への状況説明
- ⑫安否情報の提供(特に被災者の家族については現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討)
- ⑬事件の長時間化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備(必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど。)
- ⑭ ①～⑬の事項について隨時広報を実施

多数の県職員が巻き込まれた事件・事故の発生

- ①対策本部の設置
- ②安否情報の収集
- ③業務執行体制の応急確保
- ④ ①～③の事項について隨時広報を実施

大量の避難民の漂着

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊、海上保安庁
- ③国の機関への通報連絡
 - 外務省、法務省
- ④避難民の人数、国籍、氏名、安否情報等の収集
- ⑤一時的収容施設の確保及び管理
 - 衣食住の提供、防疫、医療の提供、治安の維持、移動制限
- ⑥一時的収容施設周辺の交通(通行)規制
- ⑦重症患者に対する医療機関の確保
- ⑧周辺住民への状況説明
- ⑨ ①～⑧の事項について隨時広報を実施

危険動物の出現、猛毒昆虫等の大量発生

- ①対策本部、現地対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③周辺住民への警報、避難・誘導
- ④防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・危険動物等の捕獲・駆除
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・医薬品、ワクチン等の確保
 - ・救急病院の確保
- ⑤被害拡大防止及び再発防止
- ⑥被害状況の調査（安否も含む）及び原因究明
- ⑦犯罪に関係があると疑われる場合、警察部局との情報交換
- ⑧ ①～⑦の事項について隨時広報を実施

県庁電子情報への不正アクセス

- ①対策本部設置
- ②県警への通報・連絡
- ③被害状況の調査
- ④県民への影響調査、市町への影響調査
- ⑤影響に対する応急対策体制の確保(代替措置の実施)
- ⑥復旧・再侵入防止対策の措置
- ⑦ ①～⑥の事項について隨時広報を実施

極端な雑踏による被害の発生

1 県管理イベント

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③被害者の人数、氏名等安否情報の収集
- ④防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・救急病院の確保
- ⑤周辺地域での通行制限
- ⑥被災状況の調査・とりまとめ
- ⑦周辺住民への状況説明
- ⑧ ①～⑦の事項について隨時広報を実施

極端な雑踏による被害の発生

2 県管理イベント以外の場合

- ①対策本部の設置
- ②イベント主催者との連絡体制確立
- ③防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ④被害者の人数、氏名等安否情報の収集
- ⑤防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・救急病院の確保
- ⑥周辺地域での通行制限
- ⑦被災状況の調査・とりまとめ
- ⑧周辺住民への状況説明
- ⑨ ①～⑧の事項について隨時広報を実施

多数の県民が被災した海外における事件事故の発生

- ①対策本部の設置
- ②安否情報の収集
 - ・外務省
 - ・旅行業者
 - ・航空事業者（海外の航空事業者を含む）（航空機事故の場合に限る）
- ③被災家族の渡航支援及び外務省との連絡調整
 - ・旅券の迅速な発給及びそのための助言・指導
 - ・査証取得のための助言・指導
 - ・その他海外渡航（航空券、宿泊等）に関する助言・指導
- ④安否情報の提供
- ⑤ ①～④の事項について隨時広報を実施

ダム・堰等の決壊又は決壊のおそれ

1 決壊のおそれが発生した場合

- ① 対策本部設置
- ② 防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
 - ③ 周辺住民、下流域住民に対する警報、避難・誘導
 - ④ 周辺地域、下流域への立ち入り制限、交通制限
 - ⑤ 避難場所の確保
 - ⑥ 防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・ 自衛隊への災害派遣要請
 - ・ 救助・救急体制の配備
 - ・ 救急病院の確保
 - ⑦ 決壊防止対策措置
 - ⑧ ①～⑦の事項について隨時広報を実施

2 決壊した場合

- ① 対策本部設置
- ② 防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
 - ③ 下流域への警報、避難・誘導
 - ④ 周辺地域、下流域への立ち入り制限、交通制限
 - ⑤ 避難場所の確保
 - ⑥ 防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・ 自衛隊への災害派遣要請
 - ・ 救助・救急体制の配備
 - ・ 救急病院の確保
 - ⑦ 被災状況のとりまとめ、安否情報等の収集
 - ⑧ 被害復旧体制の確保
 - ⑨ 安否情報の提供
 - ⑩ ①～⑨の事項について隨時広報を実施

県内観光施設における大規模事件事故の発生

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③被災者の安否情報の確認、行方不明者の捜索
- ④防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・消火体制の配備
 - ・救急病院の確保
- ⑤周辺地域での通行制限
- ⑥被災状況の調査・とりまとめ
- ⑦周辺住民への状況説明
- ⑧安否情報の提供
- ⑨ ①～⑧の事項について隨時広報を実施

感染症の蔓延

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。）を除く。)

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく対策を実施*
 - ・感染症の発生状況、動向及び原因の調査
 - ・健康診断
 - ・就業制限
 - ・入院
 - ・消毒
 - ・死体の移動制限
 - ・生活水の使用制限
 - ・立入禁止措置
 - ・交通制限又は遮断 等
- ④防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・感染症指定医療機関の確保
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・患者の移送手段の確保
- ⑤安否情報の提供*
- ⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施*

* 当該措置の実施にあたっては患者やその家族等関係者に対して、当該防疫措置の必要性について十分説明し理解を求めるとともに、必要最小限のものとし、プライバシーの保護等患者の人権に対し十分な配慮に努めること。

毒劇物等化学物質の混入による大規模な中毒事件の発生

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③生活水の使用制限及び確保（水への混入が疑われる場合）
- ④立入禁止措置
- ⑤中毒原因物質の特定及び情報提供
- ⑥防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・救急病院の確保
 - ・除染
- ⑦周辺住民への状況説明
- ⑧二次災害防止のための情報提供
- ⑨安否情報の提供
- ⑩ ①～⑨の事項について隨時広報を実施

毒劇物等化学物質の大規模な飛散・流出事件の発生

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③避難指示・誘導、避難場所の確保
- ④立入禁止措置
- ⑤周辺の交通通行規制
- ⑥中毒原因物質の特定及び情報提供
- ⑦防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・救急病院の確保
 - ・除染・中和剤の確保
- ⑧周辺住民への状況説明
- ⑨二次災害防止のための情報提供
- ⑩安否情報の提供
- ⑪ ①～⑩の事項について隨時広報を実施

重大な食中毒の発生

- ①対策本部、現地対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
市町、消防、医療機関、県警
- ③原因調査の実施
- ④原因調査結果を踏まえた原因分析（原因物質、原因施設等）
- ⑤原因分析結果を踏まえた制限措置等を実施
- ⑥県民への情報提供
- ⑦防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・救急病院の確保
- ⑧犯罪に関係があると疑われる場合、警察部局との情報交換
- ⑨ ①～⑧の事項について隨時広報を実施

飲料水の深刻な汚染

- ①対策本部、現地対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③情報収集、原因物質・発生源の特定（汚染原因が不明な場合）
- ④市町における飲料水の給水制限措置
- ⑤防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・救急病院の確保
- ⑥給水
- ⑦汚染水源に対する除染措置
- ⑧他の産業への影響調査（農業、漁業、工業用水）
- ⑨汚染された食物の出荷制限
- ⑩被害状況（人的被害、物的被害）のまとめ
- ⑪原因が犯罪に関係する疑いがある場合、警察部局との連絡調整
- ⑫ ①～⑪の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関の破綻によるもの）

1 金融機関の破綻による預金者への不安増大

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡
市町、県警、金融庁
- ③関係機関等からの情報収集
- ④混乱防止のための県民向け情報提供
- ⑤ ①～④の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関の破綻によるもの）

2 金融機関破綻による中小企業への影響

①対策本部の設置

②関係機関からの情報収集

金融庁（中国財務局、山口財務事務所）、経済産業省（中国経済産業局）、
破綻金融機関、信用保証協会

③関係先への通報連絡

市町、商工団体

④混乱防止、支援のための中小企業向け情報提供

・破綻金融機関の処理状況について（営業継続、営業譲渡、破産等）

・預金保険制度による保護について

・セーフティネット保証制度（制度融資）の利用について

⑤中小企業への影響調査

⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関の破綻によるもの）

3 金融機関破綻による農業者への影響

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡・情報収集

市町、農林水産省、金融庁、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、
山口県農業協同組合中央会、山口県信用農業協同組合連合会

- ③影響の調査

- ④混乱防止、支援のための農業者向け情報提供

- ・破綻金融機関の処理状況について（営業継続、営業譲渡、破産等）
- ・貯金保険制度による保護について

- ⑤他の金融機関への協力要請

- ⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関の破綻によるもの）

4 金融機関破綻による漁業者への影響

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡・情報収集

市町、水産庁、金融庁、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、山口県漁業協同組合、農林中央金庫、全国漁業協同組合連合会

- ③影響の調査
- ④混乱防止、支援のための漁業者向け情報提供
 - ・破綻金融機関の処理状況について（営業継続、営業譲渡、破産等）
 - ・貯金保険制度による保護について
- ⑤他の金融機関への協力要請
- ⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関の破綻によるもの）

5 県の公金管理への影響

- ①対策本部の設置
- ②影響の調査
- ③事業執行に必要な資金確保対策の実施
- ④ ①～③の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関のシステムトラブルによるもの）

1 金融機関のシステムトラブルによる県民生活への影響

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡
市町、県警、金融庁
- ③関係機関等からの情報収集
- ④混乱防止のための県民向け情報提供
- ⑤ ①～④の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関のシステムトラブルによるもの）

2 金融機関のシステムトラブルによる商工業への影響

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡・情報収集
 - 市町、金融庁
- ③影響の調査
- ④他の金融機関への協力要請
- ⑤混乱防止のための商工業者向け情報提供
- ⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関のシステムトラブルによるもの）

3 金融機関のシステムトラブルによる農業者への影響

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡・情報収集

市町、農林水産省、金融庁、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、
山口県農業協同組合中央会、山口県信用農業協同組合連合会

- ③影響の調査
- ④他の金融機関への協力要請
- ⑤混乱防止のための農業者向け情報提供
- ⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関のシステムトラブルによるもの）

4 金融機関のシステムトラブルによる漁業者への影響

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡・情報収集

市町、水産庁、金融庁、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、山口県漁業協同組合、農林中央金庫、全国漁業協同組合連合会

- ③影響の調査
- ④他の金融機関への協力要請
- ⑤混乱防止のための漁業者向け情報提供
- ⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施

金融危機の発生（金融機関のシステムトラブルによるもの）

5 金融機関のシステムトラブルによる県の公金管理への影響

- ①対策本部の設置
- ②影響の調査
- ③代替措置の実施
- ④ ①～③の事項について隨時広報を実施

生活関連物資の異常な不足

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、県警、自衛隊、関係団体
- ③関係機関等からの情報収集
- ④生活関連物資の確保
 - ・生産者や流通業者への協力要請
 - ・輸送手段の確保（輸送業者への協力要請、自衛隊への災害派遣要請）
- ⑤混乱防止のための県民向け情報提供
- ⑥ ①～⑤の事項について隨時広報を実施

大規模な公害被害の発生

- ①対策本部の設置
- ②防災関係機関への通報連絡
 - 市町、消防、医療機関、県警、自衛隊
- ③関係機関等からの情報収集、原因物資・発生源の特定
- ④住民の一時避難・誘導、外出制限
- ⑤防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等
 - ・自衛隊への災害派遣要請
 - ・救助・救急体制の配備
 - ・救急病院の確保
 - ・除染措置
- ⑥混乱防止のための県民向け情報提供
- ⑦安否情報の提供（人的被害、物的被害）及び被害状況の取りまとめ
- ⑧ ①～⑦の事項について隨時広報を実施

家畜伝染病の蔓延

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡
 - 国（農林水産省、厚生労働省等）、都道府県、市町、県警、医療機関
- ③家畜伝染病の発生状況の調査
- ④立入禁止措置
- ⑤移動制限・搬出制限措置の実施
- ⑥消毒・殺処分・焼埋却
- ⑦畜産農家への立入検査
- ⑧交通制限又は遮断
- ⑨人の健康対策（防疫作業従事者の健康診断等）
- ⑩県民への情報提供及び相談窓口の設置
- ⑪汚染物品の処理
- ⑫発生農場から出荷された食品に対する対応
 - （自主回収指導、保健福祉施設への情報提供、学校給食等における使用停止等）
- ⑬畜産農家・中小企業に対する支援（金融支援、相談窓口の設置等）
- ⑭感染ルートの解明
- ⑮風評被害対策
- ⑯ ①～⑮の事項について隨時広報を実施

魚介類における特定疾病等の蔓延

- ①対策本部の設置
- ②関係機関への通報連絡
 - 国（農林水産省）、関係都道府県（水産主務部局）、市町
- ③特定疾病等の発生状況の調査
- ④移動制限措置の実施
- ⑤消毒・殺処分・焼埋却
- ⑥養殖業者等への立入検査
- ⑦県民への情報提供及び相談窓口の設置
- ⑧感染ルートの解明
- ⑨風評被害対策
- ⑩ ①～⑨の事項について隨時広報を実施

第4編 資料編

○山口県危機管理対策本部設置運営要綱	67
○報告責任者が認識すべき緊急報告事項	69
○平日勤務時間中に危機が発生した際の情報伝達及び初動体制の確立	
(所管が明確な場合)	70
(所管が不明確な場合)	71
○夜間・休日に危機が発生した際の情報伝達及び初動体制の確立	
(所管が明確な場合)	72
(所管が不明確な場合)	73
○市町緊急連絡先一覧表	74
○消防本部緊急連絡先一覧表	75
○関係機関緊急連絡先一覧	76
○各都道府県危機管理担当連絡先一覧	79
○警察署の管轄区域	80
○山口県防災会議委員名簿	81
○指定行政機関・指定地方行政機関一覧	84
○指定公共機関・指定地方公共機関一覧	85
○報告フォーマット（危機発生報告書（第〇報））	86
○危機発生時における広報マニュアル	87
○災害時における放送要請に関する協定	88
○放送要請に係る様式	91
○災害用伝言ダイヤルの利用方法	92
○災害拠点病院一覧表	94
○医薬品等主要調達先	95
○自衛隊への災害派遣要請系統図	97
○各県との災害時の応急対策協力関係図	98
○災害時の相互応援協定	99
○山口県内広域消防相互応援協定	113

山口県危機管理対策本部設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民生活の安定、県民の生命・財産に重大な被害を及ぼすあるいは及ぼすおそれのある緊急事態に対し、部局横断的に的確かつ迅速に対処する組織である山口県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置)

第2条 前条に定める緊急事態（以下「当該危機」という。）に対し、被害拡大の広範性等に鑑み、部局横断的に的確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは、知事は、対策本部を設置することができる。

(対策本部の組織等)

第3条 対策本部の長は対策本部長とし、知事をもって充てる。

- 2 対策本部に対策副本部長及び対策本部員その他の職員を置く。
- 3 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 4 対策副本部長は、副知事をもって充てる。
- 5 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 対策本部員は、別表に掲げる各部局の長等をもって充てる。なお、当該危機の性質に応じ、対策本部長は、別表に掲げる者に関し必要な加除を行うことができる。

(対策本部の所掌事務)

第4条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 当該危機に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (2) 当該危機に対する初動対策及び応急対策に関すること
- (3) 関係機関との連携に関すること
- (4) 県民に対する広報活動に関すること
- (5) その他危機管理に係る重要事項に関すること

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(対策本部の廃止)

第6条 知事は、当該危機が終息したと認めたとき、又は応急対策がおおむね完了したと認めたときは、対策本部を廃止するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、対策本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月26日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

本 部 員	総 務 部 長
"	総 合 企 画 部 長
"	東 京 事 務 所 長
"	産 業 戰 略 部 長
"	環 境 生 活 部 長
"	健 康 福 祉 部 長
"	商 工 労 働 部 長
"	觀 光 ス ポ ーツ 文 化 部 長
"	農 林 水 產 部 長
"	土 木 建 築 部 長
"	会 計 管 理 局 長
"	公 営 企 業 管 理 者
"	企 業 局 長
"	教 育 長 、 副 教 育 長
"	警 察 本 部 長

報告責任者が認識すべき緊急報告事項

各部局の業務に係わる重大な事件・事故が起こり、しかも、それで

- ① 人命に係わる、または係わる恐れがある場合
- ② 翌日のマスコミに報道される可能性がある場合
- ③ 深夜にもマスコミから責任者の談話取材が行われるかもしれない場合
- ④ 深夜でも直ちに出勤するか、あるいは関係方面に電話ででも自ら何等かの手を打つ必要がある場合
- ⑤ 県議会などが開会中で、翌日にも緊急質問の対象となりそうな性質のものである場合
- ⑥ 翌朝にも抗議・陳情などが予想される場合

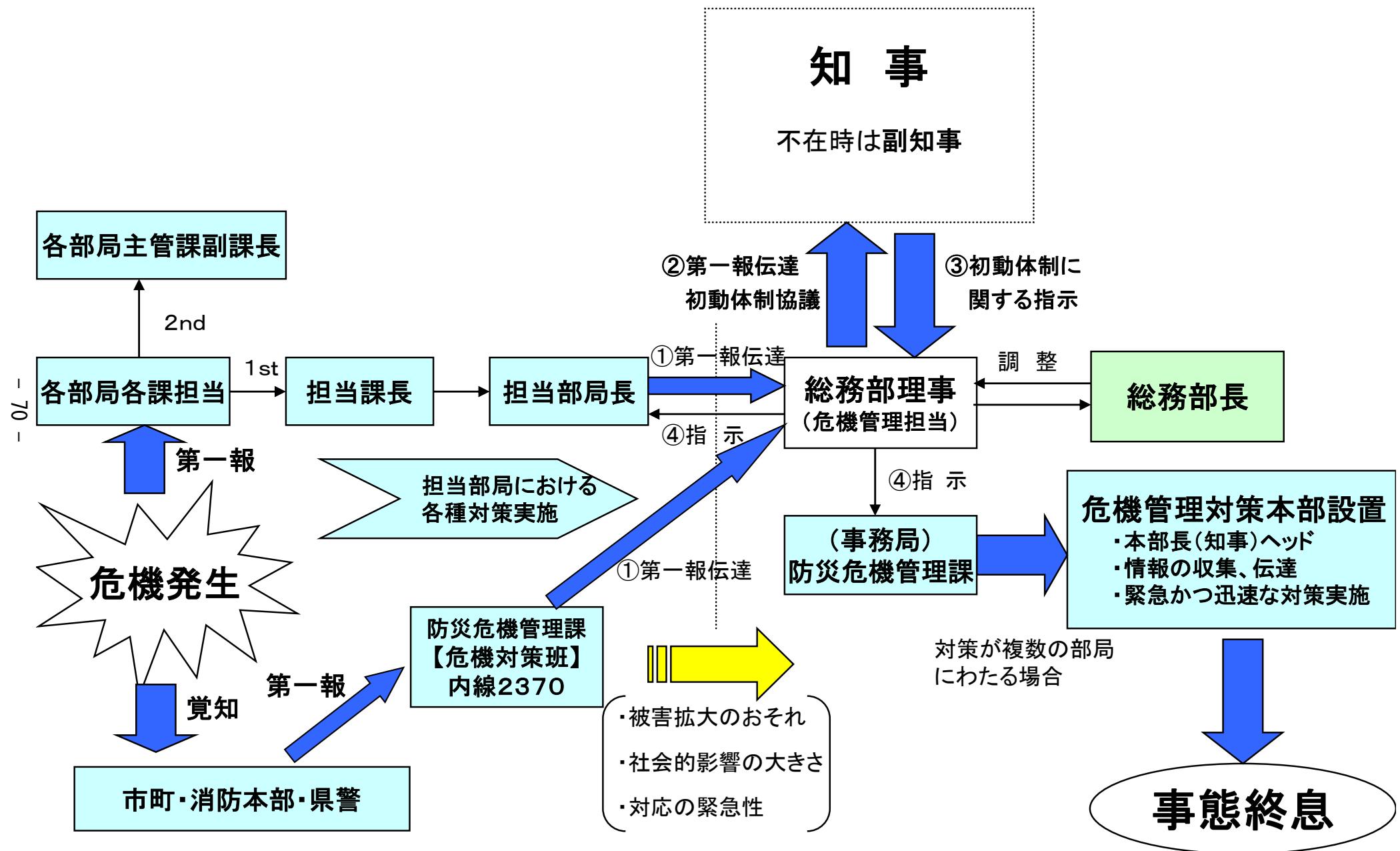
注1) 「完本 危機管理のノウハウ（佐々淳行 著）」より抜粋

注2) 上記の報告事項の例示は、本マニュアルに基づく危機管理対策本部を設置する際の以下の3要件とも重なることを十分理解の上、上記例示を参考としつつ、各部局長は、可能な限りさらに詳細な報告要件を報告責任者に対して明示するよう努めること。

- ・被害拡大のおそれ……………①④
- ・社会的影響が大きい……………②③④⑤⑥
- ・極めて緊急な対応の必要性……………①④

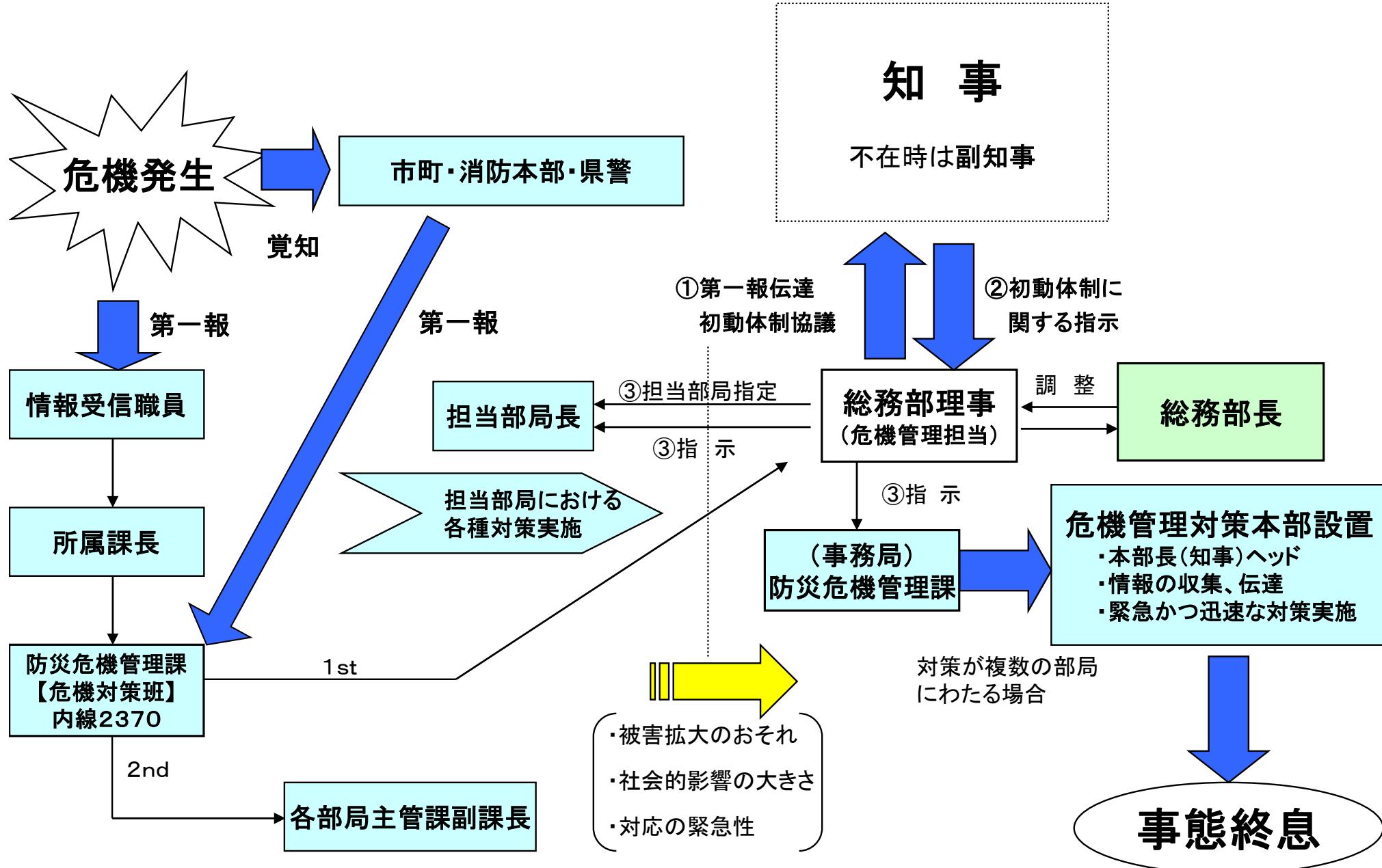
平日勤務時間中

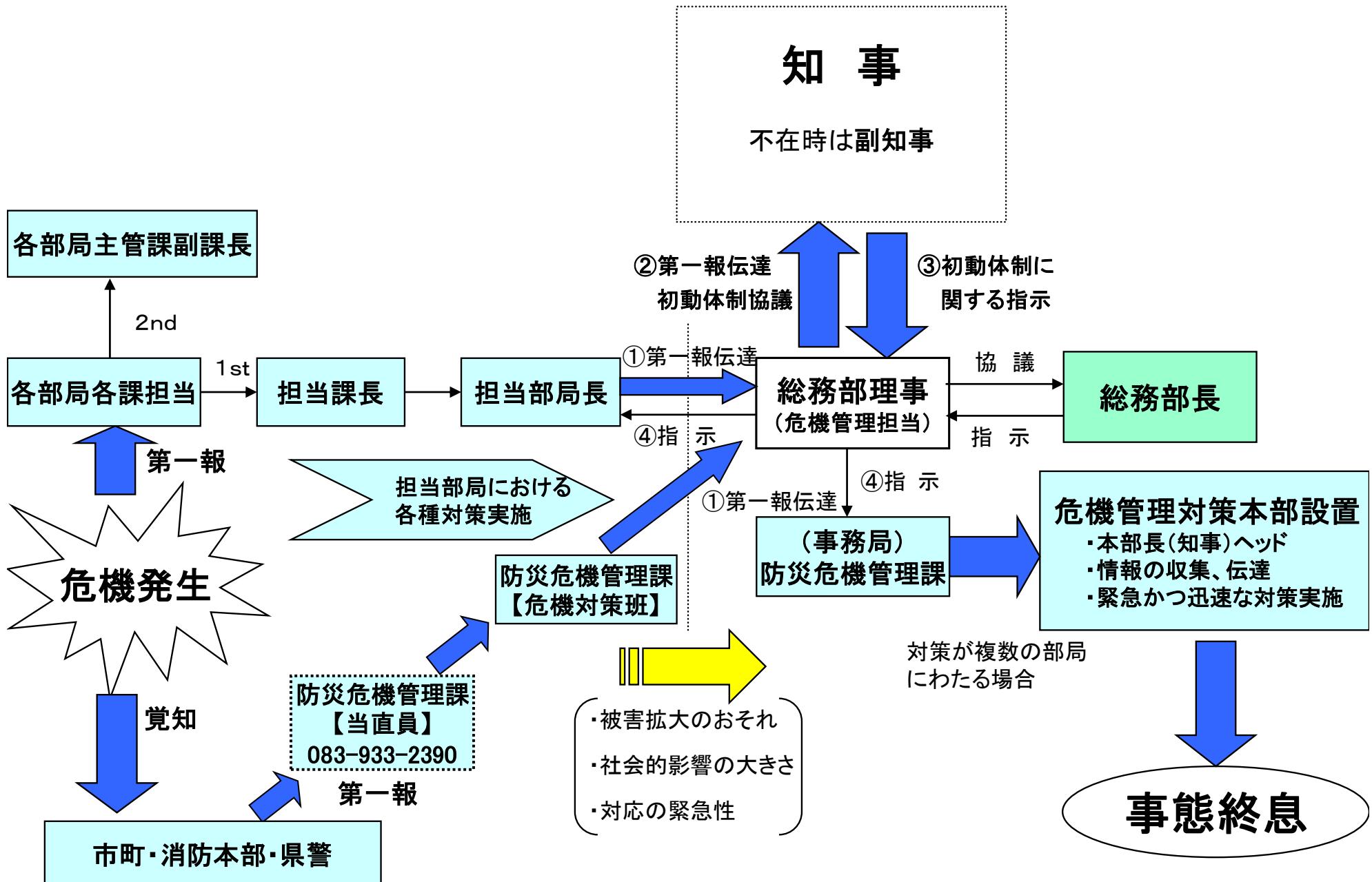
危機が発生した際の情報伝達及び初動体制の確立(所管が明確な場合)

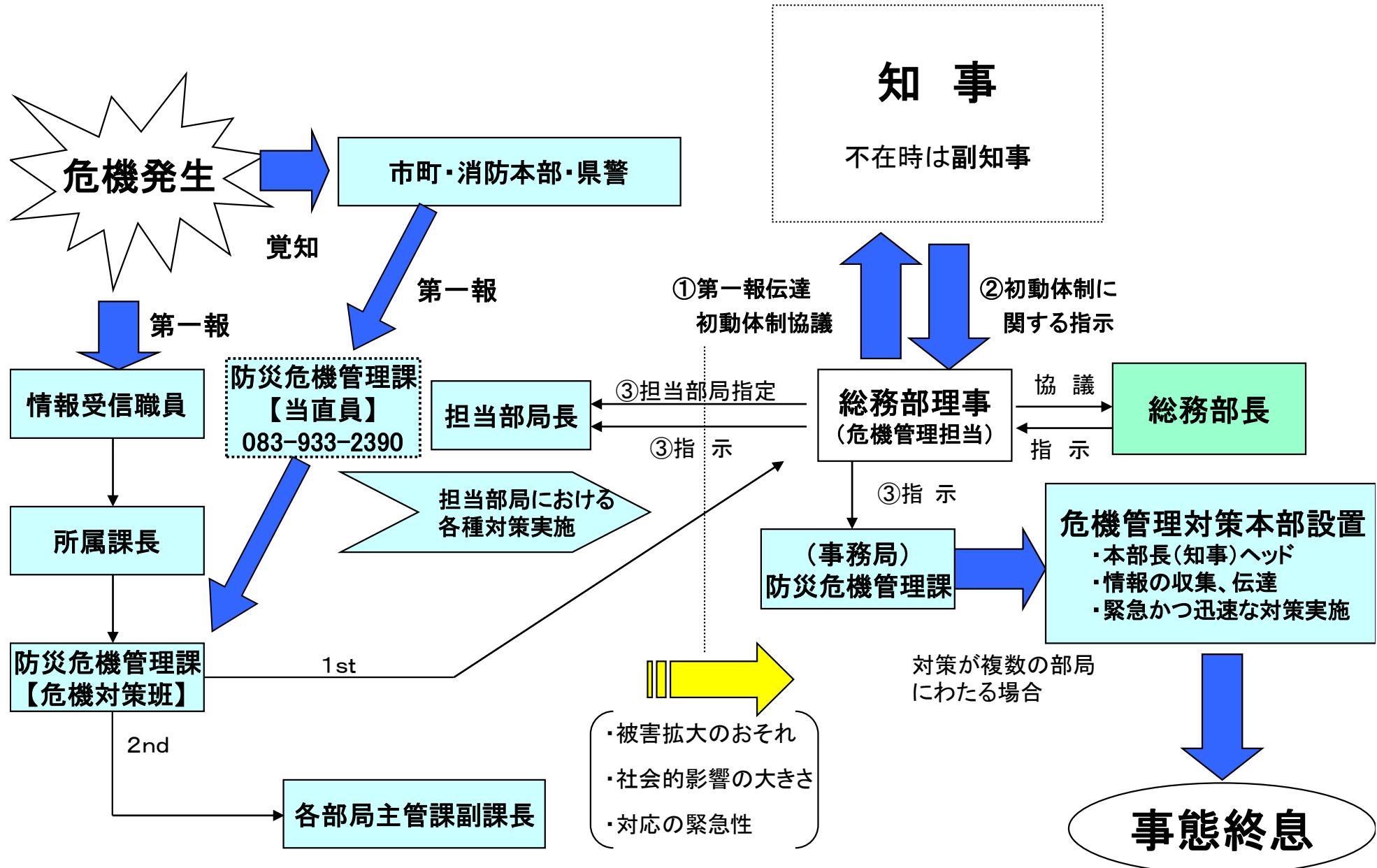


平日勤務時間中

危機が発生した際の情報伝達及び初動体制の確立(所管が不明確な場合)







危機発生の際ににおける各市町緊急連絡先一覧

市町村名	担当部署	担当部署電話番号	時間外連絡先	時間外連絡先電話番号	FAX
下関市	防災危機管理課	083-231-9333	宿直室	083-231-1111	083-231-9966
宇部市	防災危機管理課	0836-34-8139	宿直室	0836-31-4111	0836-29-4266
山口市	防災危機管理課	083-934-2723	宿直室	083-922-4111	083-934-2958
萩市	防災危機管理課	0838-25-1067	防災危機管理課 (消防本部通信指令)	0838-25-1067	0838-21-3501
防府市	防災危機管理課	0835-25-2115	宿直	0835-23-2111	0835-23-2136
下松市	総務課	0833-45-1832	警備員室	0833-45-1700	0833-44-2459
岩国市	危機管理課	0827-29-5119	宿直室	0827-29-5000	0827-24-4213
光市	防災危機管理課	0833-72-1403	宿直室	0833-72-1403	0833-72-1731
長門市	防災危機管理課	0837-23-1111	宿直室	0837-22-2111	0837-23-1233
柳井市	危機管理室	0820-22-2111	宿直室	0820-22-2116	0820-23-4595
美祢市	総務課	0837-52-1110	総務課	0837-52-1110	0837-53-1959
周南市	防災危機管理課	0834-22-8208	守衛室	0834-22-8332	0834-22-8806
山陽小野田市	総務課	0836-82-1122	守衛室	0836-82-1111	0836-83-2604
周防大島町	総務課	0820-74-1000	宿直室	0820-74-1000	0820-74-1016
和木町	企画総務課	0827-52-2136	宿直	0827-52-2135	0827-52-5313
上関町	総務課	0820-62-0311	宿直室	0820-62-0311	0820-62-1600
田布施町	総務企画課	0820-52-5802	総務企画課	0820-52-5802	0820-53-0140
平生町	総務課	0820-56-7111	宿直	0820-56-7111	0820-56-3864
阿武町	総務課	08388-2-3110	宿直室	08388-2-3110	08388-2-2090

危機発生の際における各消防本部緊急連絡先一覧

消防本部	電話番号	FAX番号
下関市消防局	083-233-9119	083-224-0119
宇部・山陽小野田消防局	0836-21-2866	0836-33-0745
山口市消防本部	083-932-2603	083-932-2607
萩市消防本部	0838-25-2772	0838-26-3951
防府市消防本部	0835-24-0119	0835-23-2002
下松市消防本部	0833-45-3119	0833-41-8202
岩国地区消防組合消防本部	0827-31-0119	0827-32-1119
光地区消防組合消防本部	0833-74-5604	0833-72-1211
長門市消防本部	0837-22-9111	0837-22-0428
柳井地区広域消防本部	0820-22-0040	0820-22-7847
美祢市消防本部	0837-52-2176	0837-53-0564
周南市消防本部	0834-22-8765	0834-31-8543

関係機関緊急連絡先一覧

機関	組織名等		電話番号(昼)	電話番号(夜)	FAX番号
国	内閣官房	内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当)付	03-3581-3462	(消防庁を通じて)	03-3593-3468 03-3593-5671
		内閣情報調査室	03-3581-5083	(消防庁を通じて)	03-3592-0176
	内閣府	災害緊急対策担当	03-3501-5695	03-3501-5695(宿直)	03-3503-5690
	消防庁	消防・救急課救急企画室	03-5253-7529	03-5253-7777(宿直)	03-5253-7539
		防災課広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7777(宿直)	03-5253-7537
		防災課国民保護室	03-5253-7550	03-5253-7777(宿直)	03-5253-7543
		防災課国民保護運用室	03-5253-7551	03-5253-7777(宿直)	03-5253-7543
		予防課特殊災害室	03-5253-7528	03-5253-7777(宿直)	03-5253-7538
	警察庁	警備局警備運用部警備運用第二課	03-3581-0141	03-3581-0141	03-3597-8004
	防衛省	運用企画局	03-3268-3111	03-5366-3111	03-5229-2136
	外務省	総合外交政策局安全保障政策課	03-3580-3311(内5484)	03-3580-3311(内5484)	03-5501-8211
		領事局海外邦人安全課	03-3580-3311(内2851)	03-3580-3311(内2851)	03-5501-8156
	厚生労働省	医政局指導課	03-3595-2194	03-3595-2194	03-3503-8562
		健康局結核感染症課 (ワクチン・抗毒素関係)	03-3595-2395	03-3595-2257	03-3581-6251
	経済産業省	製造産業局化学物資管理課、化 学兵器・麻薬原料等規制対策室	03-3580-0937	03-3580-0937	03-3580-7319
	国土交通省	総合政策局危機管理室	03-5253-8888	03-5253-8888	03-5253-8891
	海上保安庁	警備救助部	03-3591-6361	03-3581-9812	03-3580-0503
	金融庁		03-3506-6000		
	法務省		03-3580-4111		
	環境省		03-3581-3351		
自衛隊	陸上自衛隊	第17普通科連隊本部第3科	083-922-2281	083-922-2281	
		第13旅団司令部第3部	082-822-3101	082-822-3101	
		中部方面総監部、防衛部運用班	072-782-0111	072-782-0001	
	海上自衛隊	呉地方総監部	0823-22-5511	0823-22-5511	
		佐世保地方総監部	0956-23-7111	0956-23-7111	
		第31航空群司令部	0827-22-3181	0827-22-3181	
		小月教育航空群司令部	083-282-1180	083-282-1180	
		下関基地隊本部警備科	083-286-2323	083-286-2323	
	航空自衛隊	第12飛行教育団司令部	0835-22-1950	0835-22-1950	
		第17警戒隊	0838-23-2011	0838-23-2011	
		航空教育隊司令部	0835-22-1950	0835-22-1950	
		西部航空方面隊司令部	092-581-4031	092-581-4031	

機関	組織名等		電話番号(昼)	電話番号(夜)	FAX番号
海保	第六管区海上保安本部	救難課	082-251-5111	082-251-5115	
	広島海上保安部	警備救難課	082-253-3111	082-251-4999(昼も可)	
	徳山海上保安部	警備救難課	0834-31-0110	0834-21-4999(昼も可)	
	第七管区海上保安本部	救難課	093-321-2931	093-321-2931	093-321-8611
	門司海上保安部	警備救難課	093-321-3215	093-321-4999(昼も可)	
	仙崎海上保安部	警備救難課	0837-26-0241	0837-26-4999(昼も可)	
医療機関等	山口県医師会		083-922-2510		083-922-2527
	日本赤十字社山口県支部		083-922-0102	083-923-0111	083-932-3615
	基幹災害拠点病院	(地独)山口県立病院機構山口県立総合医療センター	0835-22-4411	0835-22-4411	0835-38-2210
	災害拠点病院	(一社)岩国市医療センター医師会病院	0827-21-3211	0827-21-1199	0827-21-3412
		(独)国立病院機構 岩国医療センター	0827-34-1000	0827-34-1000	0827-35-5600
		厚生連 周東総合病院	0820-22-3456	0820-22-3456	0820-22-2786
		(独)地域医療機能推進機構 徳山中央病院	0834-28-4411	0834-28-4411	0834-29-2579
		医療法人神徳会 三田尻病院	0835-22-1110	0835-22-1110	0835-22-1048
		総合病院 山口赤十字病院	083-923-0111	083-923-0111	083-925-1474
		山口大学医学部附属病院	0836-22-2111	0836-22-2111	0836-22-2113
		(独)労働者健康安全機構 山口労災病院	0836-83-2881	0836-83-2881	0836-84-5387
		山陽小野田市民病院	0836-83-2355	0836-83-2355	0836-84-3043
		(地独)下関市立市民病院	083-231-4111	083-231-4111	083-224-3838
		(独)国立病院機構 関門医療センター	083-241-1199	083-241-1199	083-241-1301
		(社福)恩賜財団済生会支部 山口県済生会下関総合病院	083-262-2300	083-262-2300	083-262-2301
		厚生連 長門総合病院	0837-22-2220	0837-22-2220	0837-22-6542
		医療法人医誠会 都志見病院	0838-22-2811	0838-22-2811	0838-22-2815
空港施設	山口県山口宇部空港事務所		0836-21-5841		0836-22-1034
	国土交通省大阪航空局岩国空港事務所		0827-24-8221		0827-24-8226
	全日本空輸(株)	山口宇部空港所	0836-32-5818		0836-31-8857
		岩国空港所	0827-29-3808		0827-29-3809
	日本航空(株)	山口宇部空港所	0836-36-1030		0836-36-1037
	(株)スターフライヤー	山口宇部空港所	080-8583-6568		083-963-4360
港湾施設	山口県土木建築部 港湾課	港政班	083-933-3810		083-933-3829
	下関市港湾局	港湾事務所	083-266-3150		083-267-7555
県施設	県立山口博物館		083-922-0294		083-922-0353
	県立美術館		083-925-7789		083-925-7790
	県立萩美術館・浦上記念館		0838-24-2402		0838-24-2401
	県立山口図書館		083-924-2111		083-932-2817
	生見川ダム管理所		0827-77-0331	0827-77-0331	0827-77-0332
	黒杭川ダム管理所		0820-22-2711	0820-22-2711	0820-24-4001
	菅野ダム管理事務所		0834-86-2331	0834-86-2331	0834-86-2332
	向道ダム管理事務所		0834-88-0404	0834-88-0404	0834-88-0324
	川上ダム管理事務所		0834-62-2982	0834-62-2982	0834-62-2291

機関	組織名等		電話番号(昼)	電話番号(夜)	FAX番号
佐波川ダム管理事務所 厚東川ダム管理事務所 木屋川ダム管理事務所 大坊ダム管理所 阿武川ダム管理事務所 小瀬川ダム管理事務所 西部利水事務所 西部利水事務所 施設第二課(新阿武川発電管理所) 東部発電事務所 ダム管理課(水越ダム管理所) 厚東川工業用水道事務所	佐波川ダム管理事務所	0835-56-0020	0835-56-0020	0835-56-0101	
	厚東川ダム管理事務所	0836-62-0666	0836-62-0666	0836-62-0665	
	木屋川ダム管理事務所	083-766-0122	083-766-0122	083-766-1073	
	大坊ダム管理所	0837-32-0960	0837-32-0960	0837-32-2437	
	阿武川ダム管理事務所	0838-54-2055	0838-54-2055	0838-54-2056	
	小瀬川ダム管理事務所	0827-56-0321	0827-56-0321	0827-56-0233	
	西部利水事務所	083-287-1122	083-287-1122	083-287-1272	
	西部利水事務所 施設第二課(新阿武川発電管理所)	0838-21-0772	0838-21-0772	0838-21-0773	
	東部発電事務所 ダム管理課(水越ダム管理所)	0834-86-2300	0834-86-2300	0834-86-2322	
	厚東川工業用水道事務所	0836-41-1100	0836-41-1100	0836-41-1104	
県民局等	岩国県民局	0827-29-1506		0827-29-1591	
	柳井県民局	0820-24-0250		0820-24-0275	
	周南県民局	0834-33-6401		0834-33-6497	
	山口県民局	083-921-9540		083-925-4646	
	宇部県民局	0836-38-2116		0836-21-2116	
	下関県民局	083-235-8791		083-233-6217	
	長門土木建築事務所	0837-22-2920		0837-22-2678	
	萩県民局	0838-21-0051		0838-21-0061	
	東京事務所	03-3502-3355		03-3502-5470	
外国関連施設	岩国基地 報道部長	0827-79-5551			
ライフライン 関連施設	西日本電信電話(株)山口支店	083-923-4281		083-923-3599	
	中国電力(株)山口支社	083-922-0690		083-921-3150	
	山口合同ガス(株)	083-233-3802		083-233-3940	
	山口放送(株)	0834-22-2727		0834-31-1121	
	テレビ山口(株)	083-923-6113		083-925-7667	
	日本放送協会 山口放送局	083-921-3737		083-921-3731	
	山口朝日放送(株)	050-3085-5152		083-933-1188	
	(株)エフエム山口	083-923-2100		083-924-8673	
交通機関 関連施設	防長交通(株) 営業部	0834-22-7824			
	サンデン交通(株) 本社自動車部業務担当	083-222-0924			
	中国JRバス(株)	082-261-1268		082-264-2546	
	西日本旅客鉄道(株) 山口支社	083-972-7455		083-972-7456	
	錦川鉄道(株)	0827-72-2002		0827-72-3728	
	防予フェリー(株)	0820-22-5909		0820-22-6982	
	周防灘フェリー(株)	0834-34-3000		0834-21-8700	

各都道府県 危機管理担当部署 一覧

県名	担当部署・課	所在地	電話	FAX
北海道	総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北3条西6	011-204-5007	011-231-4314
青森	危機管理局防災危機管理課	青森市長島1-1-1	017-734-9088	017-722-4867
岩手	総務部総合防災室	盛岡市内丸10-1	019-629-5155	019-629-5174
宮城	総務部危機対策課	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2382	022-211-2398
秋田	総務部総合防災課	秋田市山王4-1-1	018-860-4563	018-824-1190
山形	環境エネルギー部危機管理課	山形市松波2-8-1	023-630-2550	023-633-4711
福島	危機管理部危機管理課	福島市杉妻町2-16	024-521-8651	024-521-7993
茨城	生活環境部防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6	029-301-2879	029-301-2898
栃木	県民生活部危機管理課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2695	028-623-2146
群馬	総務部危機管理室	前橋市大手町1-1-1	027-226-2244	027-221-0158
埼玉	危機管理防災部危機管理課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8131	048-830-8129
千葉	防災危機管理部危機管理課	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2168	043-222-1127
東京	総合防災部防災管理課	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2452	03-5388-1270
神奈川	くらし安全防災局危機管理対策課	横浜市中区日本大通1	045-210-3465	045-210-8829
新潟	防災局危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	025-282-1636	025-282-1640
富山	総合政策局防災・危機管理課	富山市新総曲輪1-7	076-444-9670	076-444-3489
石川	危機管理監室危機対策課	金沢市鞍月1-1	076-225-1482	076-225-1484
福井	安全環境部危機対策・防災課	福井市大手3-17-1	0776-20-0308	0776-22-7617
山梨	防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	055-223-1429
長野	危機管理部危機管理防災課	長野市南長野幅下692-2	026-235-7408	026-233-4332
岐阜	危機管理部危機管理政策課	岐阜市薮田南2-1-1	058-272-1121	058-278-2524
静岡	危機管理部危機政策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2456	054-221-3252
愛知	防災局防災危機管理課	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6143	052-954-6911
三重	防災対策部危機管理課	津市広明町13	059-224-2734	059-224-2203
滋賀	防災危機管理局地震・危機管理室	大津市京町4-1-1	077-528-3435	077-528-4994
京都	府民生活部災害対策課	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	075-414-4472	075-414-4477
大阪	政策企画部危機管理室災害対策課	大阪市中央区大手前2	06-6944-8150	06-6944-6654
兵庫	企画県民部災害対策局災害対策課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9988	078-362-9911
奈良	知事公室防災統括室	奈良市登大路町30	0742-27-7006	0742-23-9244
和歌山	総務部危機管理局危機管理・消防課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2273	073-422-7652
鳥取	危機管理局危機対策・情報課	鳥取市東町1-220	0857-26-7878	0857-26-8137
島根	防災部防災危機管理課	松江市殿町1	0852-22-5885	0852-22-5930
岡山	知事直轄危機管理課	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7385	086-225-4659
広島	危機管理監危機管理課	広島市中区基町10-52	082-513-2786	082-227-2122
山口	総務部防災危機管理課	山口市滝町1-1	083-933-2370	083-933-2408
徳島	危機管理部危機管理政策課	徳島市万代町1-1	088-621-2708	088-621-2987
香川	危機管理総局危機管理課	高松市番町4-1-10	087-832-3183	087-831-8811
愛媛	県民環境部防災局防災危機管理課	松山市一番町4-4-2	089-912-2319	089-941-2160
高知	危機管理部危機管理・防災課	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9320	088-823-9253
福岡	総務部防災危機管理局防災・企画課	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3123	092-643-3117
佐賀	政策部危機管理・報道課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7008	0952-25-7289
長崎	危機管理監危機管理課	長崎市江戸町2-13	095-895-2142	095-821-9202
熊本	知事公室危機管理防災課	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2112	096-383-1503
大分	生活環境部危機管理室	大分市大手町3-1-1	097-506-3152	097-533-0930
宮崎	総務部危機管理局危機管理課	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7064	0985-26-7304
鹿児島	危機管理局危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256	099-286-5519
沖縄	知事公室防災危機管理課	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2143	098-866-3204

警察署の管轄区域

令和3年4月1日現在

警察署名	所在地	管轄区域
岩国	〒740-0018 岩国市麻里布町6-15-20 TEL0827-24-0110	岩国市、和木町
柳井	〒742-0031 柳井市南町2-4-18 TEL0820-23-0110	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
光	〒743-0013 光市中央2-1-14 TEL0833-72-0110	光市、周南市（旧熊毛町）
下松	〒744-0015 下松市大手町3-2-1 TEL0833-44-0110	下松市
周南	〒745-0851 周南市大字徳山5632-4 TEL0834-21-0110	周南市（光署管内を除く）
防府	〒747-0801 防府市駅南町7-22 TEL0835-25-0110	防府市
山口	〒753-0814 山口市吉敷下東4-17-10 TEL083-924-0110	山口市（山口南署管内を除く）
山口南	〒754-0002 山口市小郡下郷3848-1 TEL083-972-0110	山口市のうち、旧吉敷郡小郡町、秋穂町、阿知須町及び山口市のうち南部6支所（陶・鋳銭司・名田島・秋穂二島・嘉川・佐山）の区域
宇部	〒755-0021 宇部市常藤町3-1 TEL0836-22-0110	宇部市（山陽小野田署管内を除く）
山陽小野田	〒756-0091 山陽小野田市日の出1-6-10 TEL0836-84-0110	山陽小野田市、宇部市大字東須恵の一部
小串	〒759-6302 下関市豊浦町大字小串191-1 TEL083-772-0110	下関市のうち、旧豊浦郡豊浦町、豊北町の区域
美祢	〒759-2212 美祢市大嶺町東分312 TEL0837-52-0110	美祢市
長門	〒759-4101 長門市東深川777 TEL0837-22-0110	長門市
萩	〒758-0025 萩市土原476-1 TEL0838-26-0110	萩市、阿武町
下関	〒750-0016 下関市細江町2-3-8 TEL083-231-0110	下関市（小串署、長府署管内を除く）
長府	〒752-0928 下関市長府才川1-44-45 TEL083-248-0110	下関市のうち、旧豊浦郡豊田町、菊川町及び下関市内7支所（長府・王司・清末・小月・王喜・吉田・内日）の区域

[参考] 山口県防災会議委員名簿（防災危機管理課）

会長 村岡嗣政
会長代理委員 平屋隆之
委員数 59名

区分	所属及び職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
1号	中国四国管区警察局長	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	082-228-6411	082-228-3920
1号	中国財務局 山口財務事務所長	〒753-8526 山口市中河原町6-16	083-922-2190	083-925-1325
1号	中国四国厚生局長	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	082-223-8181	082-223-8155
1号	中国四国農政局長	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1	086-224-4511	086-235-8115
1号	近畿中国森林管理局長	〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75	06-6881-3407	06-6881-3415
1号	中国経済産業局長	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5615	082-224-5640
1号	中国四国産業 保安監督部長	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5753	082-224-5650
1号	中国運輸局長	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30	082-228-3434	082-227-9797
1号	九州運輸局 下関海事事務所長	〒750-0066 下関市東大和町1-7-1	083-266-7151	083-266-9065
1号	大阪航空局 岩国空港事務所長	〒740-0024 岩国市旭町3-15-2	0827-24-8221	0827-24-8226
1号	徳山海上保安部長	〒745-0023 周南市那智町3-1	0834-31-0110	0834-31-0114
1号	広島海上保安部長	〒734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111	082-253-0027
1号	仙崎海上保安部長	〒759-4106 長門市仙崎1026-2	0837-26-0240	0837-26-0240
1号	門司海上保安部長	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-3215	093-321-0373
1号	下関地方気象台長	〒750-0025 下関市竹崎町4-6-1	083-234-4007	083-224-1427
1号	中国総合通信局長	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	082-222-3398	082-221-0075
1号	山口労働局長	〒753-8510 山口市中河原町6-16	083-995-0373	083-995-0376
1号	中国地方整備局長	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231	082-227-2651
1号	九州地方整備局長	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-418-3375	092-418-3054
1号	中国四國地方 環境事務所長	〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1	086-223-1577	086-224-2081
1号	中国四国防衛局長	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	082-223-8324	082-223-0336
1号	中国地方測量部長	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9743	082-221-4950

区分	所 属 及 び 職 名	所 属 機 関 の 所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
2号	陸 上 自 衛 隊 第 17 普 通 科 連 隊 長	〒753-8503 山口市上宇野町784	083-922-2281 (内232)	083-922-2281 (内239)
3号	山 口 県 教 育 委 員 会 教 育 長	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-4510	083-933-4539
4号	山 口 県 警 察 本 部 長	〒753-8504 山口市滝町1-1	083-933-0110	083-932-3573
5号	山 口 県 副 知 事	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2091	083-933-2129
5号	山 口 県 総 務 部 長	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2030	083-933-2059
5号	山 口 県 総 務 部 理 事 (危機管理担当)	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2360	083-933-2408
6号	山 口 県 市 長 会 代 表 (山 口 市 長)	〒753-0072 山口市大手町9-11	083-925-6612	083-924-8977
6号	山 口 県 町 村 会 代 表 (和 木 町 長)	〒753-8528 山口市大手町9-11	083-925-6611	083-924-8977
6号	山 口 県 消 防 長 会 長 下 関 市 消 防 局 長	〒750-0014 下関市岬之町17-1	083-233-9111	083-224-0519
6号	消 防 团 代 表 光 市 消 防 团 長	〒743-0011 光市光井6-16-1	0833-74-5601	0833-74-5611
7号	西 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 執 行 役 員 広 島 支 社 長	〒732-0057 広島市東区二葉の里3-8-21	082-261-2143	082-261-1258
7号	日 本 貨 物 鉄 道 (株) 關 西 支 社 広 島 支 店 長	〒730-0022 広島市中区銀山町3-1	082-264-0806	082-261-1497
7号	西 日 本 高 速 道 路 (株) 中 国 支 社 長	〒731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4454	082-831-4576
7号	西 日 本 電 信 電 話 (株) 山 口 支 店 長	〒753-0077 山口市熊野町4-5	083-923-4281	083-934-3599
7号	日 本 銀 行 下 関 支 店 長	〒750-8601 下関市岬之町7-1	083-233-3111	083-228-1021
7号	日 本 赤 十 字 社 山 口 県 支 部 事 務 局 長	〒753-0094 山口市野田172-5	083-922-0102	083-932-3615
7号	日 本 放 送 協 会 山 口 放 送 局 長	〒753-8660 山口市中園町2-1	083-921-3737	083-921-3729
7号	中 国 電 力 (株) 執 行 役 員 山 口 支 社 長	〒753-8506 山口市中央2-3-1	083-922-0690	083-921-3151
7号	山 口 放 送 (株) 報 道 制 作 局 長	〒745-8686 周南市公園区	0834-22-2727	0834-32-1121
7号	テ レ ビ 山 口 (株) 報 道 制 作 局 長	〒753-0292 山口市大内千坊6-7-1	083-923-6113	083-925-7667

区分	所 属 及 び 職 名	所 属 機 関 の 所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
7号	山 口 合 同 ガ ス (株) 常 務 取 締 役	〒751-8508 下関市本町3-1-1	083-233-3802	083-233-3940
7号	一 般 社 団 法 人 山 口 県 医 師 会 長	〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1	083-922-2510	083-922-2527
7号	公 益 社 団 法 人 山 口 県 歯 科 医 師 会 長	〒753-0814 山口市吉敷下東1-4-1	083-928-8020	083-928-8025
7号	一 般 社 団 法 人 山 口 県 薬 剤 師 会 長	〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1	083-922-1716	083-924-7704
7号	公 益 社 団 法 人 山 口 県 看 護 協 会 長	〒747-0062 防府市上右田2686	0835-24-5790	0835-24-1230
7号	株 式 会 社 山 口 編 成 制 作 部 長	〒753-8521 山口市緑町3-31	083-923-2100	083-924-8673
7号	山 口 朝 日 放 送 (株) 報 道 制 作 局 長	〒753-8570 山口市中央3-5-25	050-3085-5152	083-933-1188
7号	日 本 郵 便 (株) 山 口 中 央 郵 便 局 長	〒753-8799 山口市中央1-1-1	083-922-0150	083-921-1480
7号	一 般 社 団 法 人 山 口 県 ト ラ ッ ク 協 会 長	〒753-0812 山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
7号	公 益 社 団 法 人 山 口 県 バ ス 協 会 長	〒753-0821 山口市葵1-5-58	083-922-5031	083-925-8242
7号	一 般 社 団 法 人 山 口 県 建 設 業 協 会 長	〒753-0074 山口市中央4-5-16	083-922-0857	083-923-7101

区分	氏名	所属	送付先
8号	今 村 孝 子	医療法人仁保病院 医師	〒753-0303 山口市仁保下郷1915-1
8号	村 上 ひ と み	N P O 法人防災ネットワークうべ理事	〒755-0151 宇部市西岐波4859-13
8号	加 登 田 惠 子	山口県立大学学長	〒753-8502 山口市桜島3丁目2-1
8号	隅 喜 彦	山口県社会福祉協議会長	〒753-0072 山口市大手町9番6号 ゆ～あいづ～山口県社会福祉会館内
8号	藤 家 幸 子	山口県連合婦人会長	〒753-0056 山口市湯田温泉5丁目1-1
8号	坂 本 京 子	山口市東滝自主防災会防災委員	〒753-0082 山口市水の上町6-5

指定行政機関・指定地方行政機関一覧（防災危機管理課）

機 関 名		郵便番号	所在地	電話番号
指定行政機関	指定地方行政機関			
内閣府		100-8914	東京都千代田区永田町1-6-1	03 (5253) 2111
国家公安委員会		100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	03 (3581) 0141
警察庁		100-8974	東京都千代田区霞が関2-1-2	03 (3581) 0141
	中国四国管区警察局	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082 (228) 6411
金融庁		100-8967	東京都千代田区霞が関3-2-1	03 (3506) 6000
消費者庁		100-8958	東京都千代田区霞が関3-1-1	03 (3507) 8800
総務省		100-8926	東京都千代田区霞が関2-1-2	03 (5253) 5111
	中国総合通信局	730-8795	広島市中区東白島町19-36	082 (222) 3425
消防庁		100-8927	東京都千代田区霞が関2-1-2	03 (5253) 5111
法務省		100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	03 (3580) 4111
外務省		100-8919	東京都千代田区霞が関2-2-1	03 (3580) 3311
財務省		100-8940	東京都千代田区霞が関3-1-1	03 (3581) 4111
	中国財務局	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30	082 (221) 9221
文部科学省		100-8959	東京都千代田区霞が関3-2-2	03 (5253) 4111
文化庁		100-8959	東京都千代田区霞が関3-2-2	03 (5253) 4111
厚生労働省		100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03 (5253) 1111
	中国四国厚生局	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082 (223) 8181
	山口労働局	753-8510	山口市中河原町6-16	083 (995) 0373
農林水産省		100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03 (3502) 8111
	中国四国農政局	700-8532	岡山市北区下石井1-4-1	086 (224) 4511
	近畿中国森林管理局	530-0042	大阪市北区天満橋1-8-75	06 (6881) 3407
経済産業省		100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03 (3501) 1511
	中国経済産業局	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30	082 (224) 5615
	中国四国産業保安監督部	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082 (224) 5753
資源エネルギー庁		100-8931	東京都千代田区霞が関1-3-1	03 (3501) 1511
中小企業庁		100-8912	東京都千代田区霞が関1-3-1	03 (3501) 1511
国土交通省		100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03 (5253) 8111
	中国地方整備局	730-8530	広島市中区上八丁堀6-30	082 (221) 9231
	九州地方整備局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092 (418) 3375
	中国運輸局	730-8544	広島市中区上八丁堀6-30	082 (228) 3434
	九州運輸局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092 (472) 2312
	大阪航空局	540-8559	大阪市中央区大手前4-1-76	06 (6949) 6211
国土地理院		305-0811	茨城県つくば市北郷1	029 (864) 1111
	中国地方測量部	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082 (221) 9743
気象庁		100-8122	東京都千代田区大手町1-3-4	03 (3212) 8341
	福岡管区気象台	810-0052	福岡市中央区大濠1-2-36	092 (725) 3601
海上保安庁		100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03 (3591) 6361
	第六管区海上保安本部	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17	082 (251) 5111
	第七管区海上保安本部	801-8507	北九州市門司区西海岸1-3-10	093 (321) 2931
環境省		100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2	03 (3581) 3351
	中国四国地方環境事務所	700-0907	岡山市北区下石井1-4-1	086 (223) 1577
原子力規制委員会		106-8450	東京都港区六本木1-9-9	03 (3581) 3352
防衛省		162-8801	東京都新宿区市谷本村町5-1	03 (3268) 3111
	中国四国防衛局	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082 (223) 8284

指定公共機関・指定地方公共機関一覧（防災危機管理課）

機関名		郵便番号	所 在 地	電話番号
指定公共機関	指定地方公共機関			
(独)国立病院機構		152-8621	東京都目黒区東が丘2-5-21	03 (5712) 5050
(独)地域医療機能推進機構		108-8583	東京都港区高輪3-22-12	03 (5791) 8220
日本銀行		103-0021	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	03 (3279) 1111
日本赤十字社		105-8521	東京都港区芝大門1-1-3	03 (3438) 1311
日本放送協会		150-8001	東京都渋谷区神南2-2-1	03 (3465) 1111
西日本高速道路㈱		530-0003	大阪市北区堂島1-6-20堂島アバンザ	06 (6344) 4000
西日本旅客鉄道㈱		530-8341	大阪市北区芝田2-4-24	06 (6375) 8929
日本貨物鉄道㈱		151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8	03 (5367) 7370
西日本電信電話㈱		534-0024	大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82	06 (4793) 9111
日本郵便㈱		100-8798	東京都千代田区霞が関1-3-2	03 (3504) 4411
岩谷産業㈱		105-8458	東京都港区西新橋3-21-8	03 (5405) 5711
出光興産㈱		100-8321	東京都千代田区丸の内3-1-1	03 (3213) 3115
太陽石油㈱		100-0011	東京都千代田区内幸町2-2-3日比谷国際ビル	03 (3502) 1601
コスモ石油㈱		105-8528	東京都港区芝浦1-1-1	03 (3798) 3211
富士石油㈱		140-0002	東京都品川区東品川2-5-8 天王洲バーサイトビル	03 (5462) 7761
E N E O S ㈱		100-8162	東京都千代田区大手町1-1-2	0120 (56) 8704
日本通運㈱		105-8322	東京都港区東新橋1-9-3	03 (6251) 1111
福山通運㈱		721-0974	広島県福山市東深津町4-20-1	
ヤマト運輸㈱		104-8125	東京都中央区銀座2-16-10	03 (3541) 3411
佐川急便㈱		601-8104	京都府京都市南区上鳥羽角田町68	
西濃運輸㈱		503-8501	岐阜県大垣市田口町1	0584 (81) 1111
中国電力㈱		730-8702	広島県広島市中区小町4-33	082 (241) 0211
中国電力ネットワーク㈱		730-8702	広島県広島市中区小町4-33	082 (241) 7711
K D D I ㈱		102-8460	東京都千代田区飯田橋3-10-10	03 (6678) 0722
㈱N T T ドコモ		100-6150	東京都千代田区永田町2-11-1	03 (5156) 1111
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱		100-8019	東京都千代田区内幸町1-1-6	03 (3500) 8111
ソフトバンク㈱		105-7303	東京都港区東新橋1-9-1	03 (6889) 2000
楽天モバイル㈱		158-0094	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	
イオン㈱		261-8515	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	043 (212) 6110
㈱セブン-イレブン・ジャパン		102-8455	東京都千代田区二番町8-8	03 (6238) 3711
㈱ローソン		141-8643	東京都品川区大崎一丁目11-2	03 (6635) 3963
㈱ファミリー・マート		170-6017	東京都豊島区東池袋3-1-1	03 (3989) 6600
(公社)全日本トラック協会		160-0004	東京都新宿区四谷3-2-5	03 (3354) 1009
(一社)全国建設業協会		104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館	03 (3551) 9396
(公社)日本医師会		113-8621	東京都文京区本駒込2-28-16	03 (3946) 2121
サンデン交通㈱		750-8510	下関市羽山町3-3	083 (231) 1000
防長交通㈱		745-8547	周南市松保町7-9	0834 (22) 7801
山口放送㈱		745-8686	周南市公園区	0834 (22) 2727
テレビ山口㈱		753-0292	山口市大内千坊6-7-1	083 (923) 6113
山口合同ガス㈱		751-8508	下関市本町3-1-1	083 (233) 3802
(一社)山口県医師会		753-0814	山口市吉敷下東3-1-1	083 (922) 2510
㈱エフエム山口		753-8521	山口市緑町3-31	083 (923) 2100
山口朝日放送㈱		753-8570	山口市中央3-5-25	050 (3085) 5152
(一社)山口県トラック協会		753-0812	山口市宝町2-84	083 (922) 0978
(公社)山口県バス協会		753-0821	山口市葵1-5-58	083 (922) 5031
(公社)山口県看護協会		747-0062	防府市上右田2686	0835 (24) 5790
(公社)山口県歯科医師会		753-0814	山口市吉敷下東1-4-1	083 (928) 8020
(一社)山口県薬剤師会		753-0814	山口市吉敷下東3-1-1	083 (922) 1716
(一社)山口県建設業協会		753-0074	山口市中央4-5-16	083 (922) 0857

危機発生報告書（第 報）

(年 月 日 時 分現在)

発生日時	年　　日 () 時　　分		
発生場所			
通報者	所属 職氏名 Tel	受領者名 (時間)	職氏名 年　　月　　日 () 時　　分

危 機 の 概 況				
被 害 の 状 況	人的被害	死者　　名	住家被害	全壊　　棟
		負傷者　　名		半壊　　棟
		行方不明者　　名		一部破損　　棟
	非住家被害	区分　　棟数	被　　害　　状　　況	
	公共建物			
	その他			
応 急 対 応	<避難措置・消防機関の出動状況・各機関の実施した応急対策等>			
備 考	<市町からの支援・応援要請の有無等>			

危機発生時における広報マニュアル

1. 目的

危機発生時において、県民のニーズに応じ、安全に関する情報や県の講じた対策等に関する情報等を、多様な手段により、迅速、的確かつ適時適切に広報することにより、情報の輻輳による混乱を防止し、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

2. 広報内容

上記目的に照らし、以下の情報について重点的に広報する。

- (1) 当該危機の概要及び被害状況に関する情報
- (2) 安否情報及び安否情報の問合せ先（県民向け相談窓口やNTT災害用伝言ダイヤルの開設情報を含め）
- (3) 当該危機に対して県民一人一人が安全を確保する上で必要となる情報
- (4) 県として講じた初動対応（危機管理対策本部の設置等）に関する情報
- (5) 当該危機に対して県として講じた各種対策に関する情報
- (6) その他必要な情報

3. 広報の手順及び手段

(1) 手 順

- ① 情報の輻輳による混乱を防止するため、広報情報については、広報広聴課において一元的に管理し、報道機関に提供するものとする。また、広報資料には、必ず、作成責任者、作成日時、情報入手元等の属性を記載することとする。なお、可能な範囲内において、関係機関との間で互いの広報情報の交換に努めるものとする。
- ② ①の実施にあたっては、広報広聴課は、情報の公表、広報の内容、発表時期及び方法について、危機管理対策本部と相互に緊密な連携を取り合うものとする。また、在留外国人等、県内に所在する外国人に向けた広報の観点から、国際課とも連携を取り合うものとする。
- ③ 広報すべき内容の緊急度、重要度に応じ、適宜、以下（2）に挙げる広報手段を使い分けることとする。

(2) 手 段

- ① 記者発表
- ② 報道機関への情報提供（放送の要請も含め）
- ③ 消防防災無線の活用
- ④ 関係機関（市町、県警等）への協力要請
- ⑤ 広報車の巡回
- ⑥ インターネットの活用

災害時における放送要請に関する協定

(広報広聴課、県警察本部)

(1) 日本放送協会山口放送局との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が日本放送協会山口放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定める。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 知事は、NHKに対して次に掲げる事項を明らかにして要請する。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、知事から要請を受けた事項に関する放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、山口県総務部消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及びNHKが協議して定める。

第7条 この協定の成立を証すため、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

昭和56年9月1日

山口県知事 平井 龍
日本放送協会
代表取締役社長 弘中貞次

(2) 民間放送機関に対する放送の依頼

ア 山口放送株式会社・テレビ山口株式会社との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が山口放送株式会社（以下「山口放送」という。）テレビ山口株式会社（以下「テレビ山口」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定める。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、山口放送・テレビ山口に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送の要旨
- (3) 希望する放送日時及び放送手段

(4) その他必要な事項

2 放送の要請は、緊急を要するときは、電話をもって要請することができる。この場合事後速やかに文書を提出する。

(放送の実施)

第4条 山口放送・テレビ山口は、知事から要請を受けたときはその内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送手段等をその都度決定し、速やかに放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、連絡責任者に山口県総務部消防防災課長、山口放送株式会社報道部長・テレビ山口株式会社報道制作部長をもって充てる。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及び山口放送・テレビ山口が協議して定める。

第7条 この協定は、昭和56年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者双方記名押印の上、各1通を保有する。

昭和56年9月1日

山口県知事 平井 龍
山口放送株式会社
代表取締役社長 野村 幸祐
テレビ山口株式会社
取締役社長 中安 閑一

イ 株式会社エフエム山口との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が株式会社エフエム山口（以下「エフエム山口」という。）に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、エフエム山口に対して放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び放送手段
- (4) その他必要な事項

2 放送の要請は、緊急を要するときは、電話をもって要請することができる。この場合事後速やかに文書を提出する。

(放送の実施)

第4条 エフエム山口は、知事から要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送手段をその都度決定し、速やかに放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、連絡責任者に山口県総務部消防防災課長、株式会社エフエム山口放送部長をもって充てる。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及びエフエム山口が協議して定める。

第7条 この協定は、昭和60年12月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者双方記名押印の上、各1通を保有する。

昭和60年12月23日

山口県知事 平井 龍
株式会社エフエム山口
代表取締役社長 福田 克巳

ウ 山口朝日放送との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が、山口朝日放送株式会社（以下「山口朝日放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、山口朝日放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び放送手段
- (4) その他必要な事項

2 放送の要請は、緊急を要するときは、電話をもって要請することができる。この場合事後速やかに文書を提出する。

(放送実施)

第4条 山口朝日放送は、知事から要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送手段等をその都度決定し、速やかに放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、連絡責任者に山口県総務部消防防災課長、山口朝日放送株式会社報道制作部長をもって充てる。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及び山口朝日放送が協議して定める。

第7条 この協定は、平成6年1月11日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成6年1月11日

山口県知事 平井 龍
山口朝日放送株式会社
代表取締役社長 尾上 康治

放送要請に係る様式（防災危機管理課）

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	
放送事項	
放送日時	(月 日 隨時 即時)
系統	(県下一円) (○○地区を主体) (テレビ・ラジオ)
その他の	

上記のとおり要請します。

年(年) 月 日

様

山口県知事

印

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放送日時	(○○時、○○時) 回)
系統	
放送事項	
その他の	

上記のとおり要請します。

年(年) 月 日

山口県知事

様

印

放送要請書、放送報告書ともA4版とする。

災害用伝言ダイヤルの利用方法（日本電信電話）

伝言の登録方法

操作手順		伝言の録音				
①	171をダイヤル	1 7 1				
②	録音を選ぶ	<p>[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。</p>				
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	3		
③	被災地の方の電話番号を入力する	<p>[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の市外局番からダイヤルしてください。</p>				
	O X X X X X X X X X X					
伝言ダイヤルセンタに接続します。						
④	メッセージの録音	<p>[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXX（、暗証番号XXXX）の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。</p>				
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式の電話機の場合	1 #		
	メッセージの録音	(ガイダンスが流れるまでお待ち下さい。)	<p>[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。</p>			
		<p>[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後#を押して下さい。</p>				
伝言の録音						
	メッセージの録音	録音終了後		9 #		
		(ガイダンスが流れるまでお待ち下さい。)	<p>[ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8の後#を押して下さい。</p>			
	メッセージの録音	<p>録音した伝言内容を確認する。</p>				
		<p>[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。</p>				
⑤	終了	自動で終話します。				

災害用伝言ダイヤルの利用方法（日本電信電話）

伝言の再生方法

操作手順		伝言の再生		
①	1 7 1をダイヤル	1 7 1		
②	再生を選ぶ	<p>[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。</p>		
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	4
③	被災地の方の電話番号を入力する	<p>[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の市外局番からダイヤルしてください。</p>		
④	メッセージの再生	<p>[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXX（、暗証番号XXXX）の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。</p>		
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式の電話機の場合	1 #
⑤	終了	<p>[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。</p> <p>[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。</p> <p>[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。</p>		

災害拠点病院等一覧表（医療政策課）

基幹災害拠点病院

(R3年4月1日)

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	490	防府市大字大崎10077	0835(22)4411

災害拠点病院

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立病院機構 岩国医療センター	530	岩国市愛宕町1-1-1	0827(34)1000
岩国市医療センター医師会病院	181	岩国市室の木町3-6-12	0827(21)3211
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	360	柳井市古開作1000-1	0820(22)3456
地域医療機能推進機構 徳山中央病院	507	周南市孝田町1-1	0834(28)4411
医療法人神徳会 三田尻病院	144	防府市お茶屋町3-27	0835(22)1110
総合病院 山口赤十字病院	427	山口市八幡馬場53-1	083(923)0111
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	713	宇部市南小串1-1-1	0836(22)2111
労働者健康安全機構 山口労災病院	313	山陽小野田市大字小野田南中川町1315-4	0836(83)2881
山陽小野田市民病院	215	山陽小野田市大字東高泊1863-1	0836(83)2355
地方独立行政法人 下関市立市民病院	376	下関市向洋町1-13-1	083(231)4111
国立病院機構 関門医療センター	400	下関市長府外浦町1-1	083(241)1199
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会下関総合病院	373	下関市安岡町8-5-1	083(262)2300
山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	204	長門市東深川85	0837(22)2220
医療法人医誠会 都志見病院	175	萩市大字江向413-1	0838(22)2811

県が指定した災害拠点病院及び基幹災害拠点病院の基本的な役割

- ① 災害時には24時間救急対応体制を敷き、重篤救急患者（多発外傷、挫滅症候群等）の受け入れ及び広域搬送の拠点として機能する。
- ② 医療救護班の派遣体制を整備し、災害発生時には直ちに出動し、初期の医療救護に迅速に対応する。
- ③ 地域の医療機関へ応急用資機材を貸出す。
- ④ 災害時における迅速・的確な医療救護活動を実施するため、防災機能の充実・整備を図る。
- ⑤ 基幹災害拠点病院は上記に加え、災害時医療救護活動に必要な研修・訓練を行う。

高度救命救急センター

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	713	宇部市南小串1-1-1	0836(22)2111

高度救命救急センターの役割

被災地及び（基幹）災害拠点病院から搬送される重篤救急患者や高度・専門医療を要する傷病者を24時間体制で受け入れる。

医薬品、防疫薬剤主要調達先

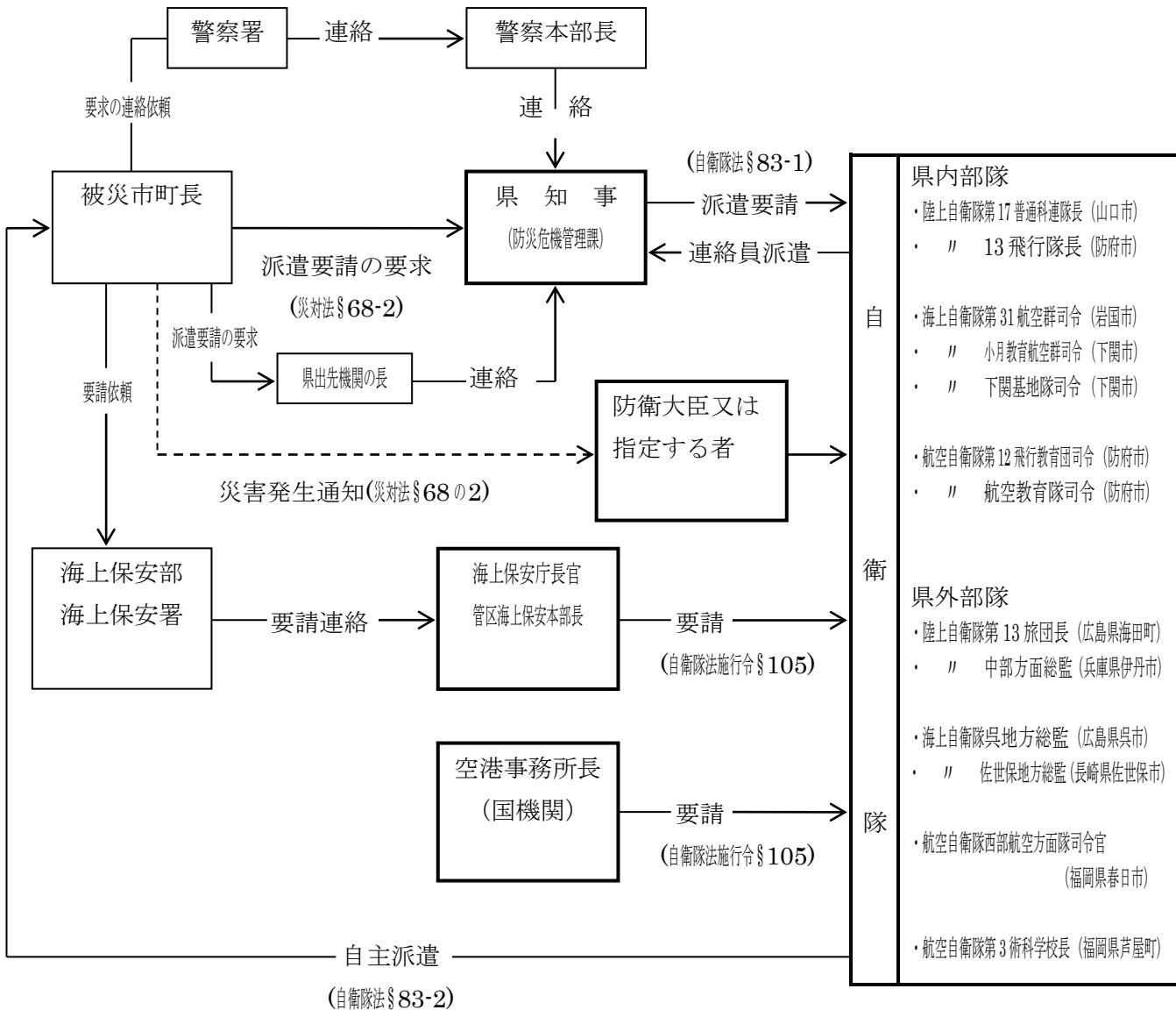
(令和4年4月1日現在)

保健所名	店舗の名称	電話番号	所在地
岩国	(株)アステム 岩国支店	0827(41)3066	岩国市関戸1丁目101-5
	(株)サンキ 岩国支店	0827(39)1233	岩国市青木町3丁目34番16号
	(株)セイエル 岩国営業所	0827(63)6800	岩国市由宇町南沖2-2-15
	ティーエスアルフレッサ(株) 岩国支店	0827(32)2100	岩国市平田2丁目1番5号
周南	(株)アステム 徳山支店	0833(41)4000	下松市清瀬町3丁目16-5
	(株)石丸一正商店	0834(28)5656	周南市孝田町10番3号
	(株)エバルス 周南支店	0834(26)1009	周南市大字久米2941-1
	(株)サンキ 周南支店	0834(21)5090	周南市五月町7番10号
	(株)セイエル 周南営業所	0834(33)8686	周南市松保町4番23号
	ティーエスアルフレッサ(株) 周南支店	0834(34)0100	周南市鼓海1丁目324-20
山口	(株)アステム 山口支店	083(973)1234	山口市小郡上郷5429番地
	(株)エバルス 山口F L C	083(989)5550	山口市江崎2919-1
	(株)サンキ 山口支店	083(974)4100	山口市小郡上郷仁保津5224番地
	(株)セイエル 山口営業部	083(921)2300	山口市小郡上郷字流通センター西901-7
	ティーエスアルフレッサ(株) 山口機器試薬支店	083(988)1011	山口市江崎字徳神二2213-6
	ティーエスアルフレッサ(株) 山口支店	083(927)4700	山口市大内長野608番地1
	マルイ薬品(株)	083(972)3121	山口市小郡上郷字仁保津5245番地
	山口県薬業(株)	083(922)1990	山口市朝田1050番地の1

保健所名	店舗の名称	電話番号	所在地
宇部	(株)アステム 宇部支店	0836(31)5211	宇部市西平原3丁目3番22号
	(株)セイエル 宇部営業所	0836(39)7511	宇部市西梶返1丁目11番2号
	ティーエスアルフレッサ(株) 宇部物流センター	0836(41)6313	宇部市大字妻崎開作950番地の1
長門	ティーエスアルフレッサ(株) 長門支店	0837(22)3327	長門市仙崎336-4
萩	(株)アステム 萩営業所	0838(22)2341	萩市椿2760番地7
	(株)エバルス 萩支店	0838(25)0566	萩市大字椿2745番地の1
下関	(株)アステム 下関支店	083(253)0001	下関市幡生宮の下町5-31
	(株)エバルス 下関支店	083(256)2666	下関市大字石原147-1
	(株)サンキ 下関支店	083(256)5551	下関市大字石原88
	(株)セイエル 下関営業所	083(231)3322	下関市卸新町13-1
	ティーエスアルフレッサ(株) 下関支店	083(256)5023	下関市大字石原84番4
	山口県薬業(株) 下関支店	083(250)9520	下関市大坪本町44番1号
県全域	(一社)日本産業・医療ガス協会 中国地域本部	082(247)5679	広島市中区紙屋町2-3-1革屋町ビル

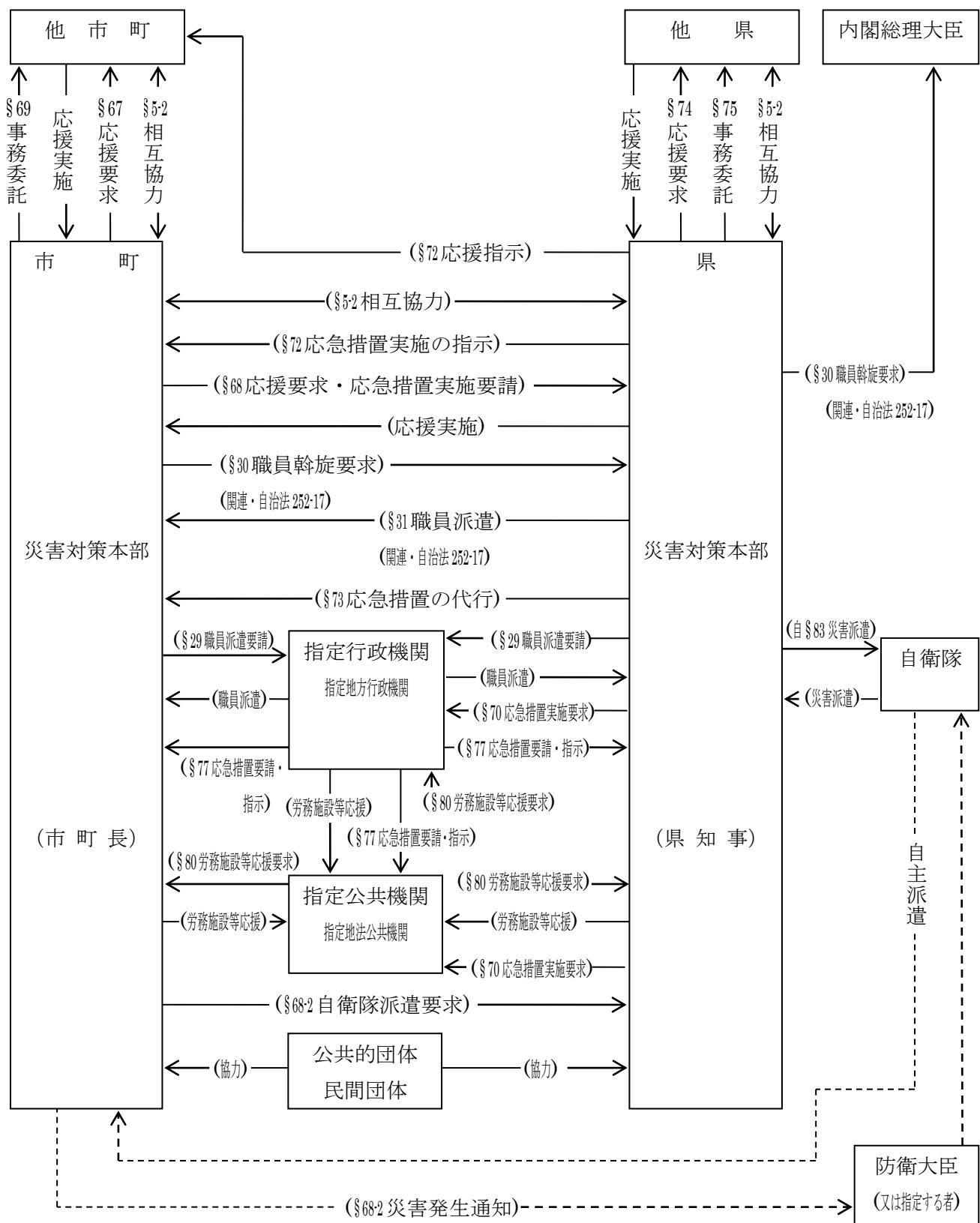
自衛隊への災害派遣要請系統図

災害派遣要請（要求）系統図



各県との災害時の応急対策協力関係図

災害時の応急対策協力関係図



災害時の相互応援協定（防災危機管理課）

1 県内市町の相互応援協定

山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。

なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援

要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。

(2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

山 口 県	山 口 県 知 事	二 井 関 成
下 関 市	下 関 市 長	中 尾 友 昭
宇 部 市	宇 部 市 長	久 保 田 后 子
山 口 市	山 口 市 長	渡 辺 純 忠
萩 市	萩 市 長	野 村 興 児
防 府 市	防 府 市 長	松 浦 正 人
下 松 市	下 松 市 長	井 川 成 正
岩 国 市	岩 国 市 長	福 田 良 彦
光 市	光 市 長	市 川 熙
長 門 市	長 門 市 長	大 西 倉 雄
柳 井 市	柳 井 市 長	井 原 健 太 郎
美 秤 市	美 秤 市 長	村 田 弘 司
周 南 市	周 南 市 長	木 村 健 一 郎
山陽小野田市	山陽小野田市長	白 井 博 文
周防大島町	周防大島町長	椎 木 巧
和 木 町	和 木 町 長	古 木 哲 夫
上 関 町	上 関 町 長	柏 原 重 海
田 布 施 町	田 布 施 町 長	長 信 正 治
平 生 町	平 生 町 長	山 田 健 一
阿 武 町	阿 武 町 長	中 村 秀 明

2 中国5県の相互応援協定

中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行なう。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成23年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平 伸 治
島根県代表者	島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石 井 正 弘
広島県代表者	広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県代表者	山口県知事	二 井 関 成

3 関西広域連合と中国地方知事会との相互応援協定

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び中国地方知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、甲又は乙が締結している連合組織内の協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

- イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋、その他特に要請のあった事項とする。

(応援の要請)

第4条 被災連合組織の長は、自らの連合組織のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織の長に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

3 被災連合組織は、第1項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、必要に応じて甲又は乙に職員を派遣して、情報収集を行い、その情報に基づいて、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、第4条第2項の要請があったものとみなして行うものとする。

3 第1項の規定による応援は、連合組織が派遣した職員の情報に基づいて、自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

4 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があつたときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。
(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
 - (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
 - (3) その他防災に関する業務
- (他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月5日

関 西 広 域 連 合
広域連合長 井 戸 敏 三

中 国 地 方 知 事 会
鳥取県知事 平 井 伸 治
島根県知事 溝 口 善 兵 衛
岡山県知事 伊 原 木 隆 太
広島県知事 湯 崎 英 彦
山口県知事 村 岡 嗣 政

4 九州・山口9県の相互応援協定

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの。

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会长県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求め ることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事 が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

3 前2項及び5項の規定により本部長の職務が代行される場合は、前条第1項の規定にかかわらず、本部、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
- 二 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項
- 三 第2条第二号に規定する事象に係るもの
 - イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援地域」という。）が困難と見込ま

れるとき は、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第2号に係る応援については、この限りではない。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に隨時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6～8条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に隨時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて 保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関するここと。

四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関するここと。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に締結する災害、感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。

3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

2 平成23年10月31日に締結された協定は、廃止する。

1 この協定は、令和2年4月24から適用する。

2 平成29年10月31日に締結された協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和2年4月24日

福岡県知事 小川洋

宮崎県知事 河野俊嗣

佐賀県知事 山口義祥

鹿児島県知事 三反園訓

長崎県知事 中村法道

沖縄県知事 玉城デニー

熊本県知事 蒲島郁夫

山口県知事 村岡嗣政

大分県知事 広瀬勝貞

5 関西広域連合と九州地方知事会との相互応援協定

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

(3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路

(4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」とい

う。)を割り当てて行うものとする。

- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県(以下「応援府県」という。)は、当該地域を応援するものとする。
- 4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があつたものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

- 2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があつたときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合
代表者広域連合長井戸敏三

九州地方知事会
代表者会長廣瀬勝貞

6 中国・四国9県の相互応援協定

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行なう。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下の同じ）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県代表者	島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石 井 正 弘
広島県代表者	広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県代表者	山口県知事	二 井 関 成
徳島県代表者	徳島県知事	飯 泉 嘉 門
香川県代表者	香川県知事	浜 田 恵 造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中 村 時 広
高知県代表者	高知県知事	尾 崎 正 直

7 全国都道府県の相互応援協定

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条

第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の設置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

(広域応援の実施)

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会长が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長	鳥取県知事 平井伸治
全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長	神奈川県知事 黒岩祐治
全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長	静岡県知事 川勝平太
北海道東北地方知事会 会長	青森県知事 三村申吾
関東地方知事会 会長	山梨県知事 長崎幸太郎
中部圏知事会 会長	愛知県知事 大村秀章
近畿ブロック知事会 会長	大阪府知事 吉村洋文
中国地方知事会会長	山口県知事 村岡嗣政
四国知事会常任世話人	愛媛県知事 中村時広
九州地方知事会会長	大分県知事 広瀬勝貞

山口県内広域消防相互応援協定（消防保安課）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の実施区域）

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

（報告及び連絡調整）

第4条 前項に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等（以下「発生市町等」という。）の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関する必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等（以下「受援市町等」という。）の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由。
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- (3) 応援隊の活動内容。
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- (5) その他必要な事項。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応接を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中止)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町等の消防長（消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長）が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

- ア 出勤手当、旅費等の人物費及び消費燃料等の経常的経費。
- イ 応援の消防職員、消防団員（以下「応援隊員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費。
- ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。
- エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

- ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。
- イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費。
- ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県内広域消防相互応援協定書（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日